○○市視察資料

日 時 平成 年 月 日() 時 分~ 時 分

場所

1 地域や保護者等の理解を得るために

【説明会について】

■ 対象者

「町立小・中学校統廃合計画(案)」作成過程における検討状況説明及び 意見交換等の経過…資料 P.1 参照

- 説明を行なうメンバー 教育長以下、学校教育課職員
- 回数

延べ33回開催

「町立小・中学校統廃合計画(案)」作成過程における検討状況説明及び 意見交換等の経過…資料 P.1 参照

- 説明会の周知の仕方 回覧・記者発表・HP…資料 P.2、P.3 参照
- 時期

「町立小・中学校統廃合計画 (案)」作成過程における検討状況説明及び 意見交換等の経過…資料 P.1 参照

■ 資料

町立小・中学校統廃合計画…資料 P.4~P.18 参照

2 統合決定へ向けて

【報告書作成後、統合決定までの経緯】

■ 統合決定の手順

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取組経過(概要) …資料 P.19~P.24 参照

■ 統合決定の場

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例が可決された ことをもって正式に決定されたもの。

- 関係書類や条文など・時期・決定の周知
 - ◆ 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(学校名決定前の改正)…資料 P.25~P.32 参照
 - ◆ 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(学校名決定後の改正)…資料 P.33~P.40 参照

3 統合決定後、実施へ向けて

【実施へむけて委員会を組織したか】

- 必要な委員会・活動内容・メンバー など
 - ◆ 箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱…資料 P.41 参照
 - ◆ 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱…資料 P.42、P.43 参照
 - ◆ 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会設置要領 …資料 P.44~P.46 参照
 - ◆ 統廃合にかかる検討組織体系図…資料 P.47 参照
 - ◆ 統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要) …資料 P.48~P.51 参照

4 その他、課題として

【通学方法の検討について】

- スクールバスの運行(運行主体・費用・登校時・下校時 など)
 - ◆ 債務負担行為…資料 P.52 参照
 - ◆ 箱根町立箱根の森小学校スクールバス運行業務委託仕様書(案) …資料 P.53~P.55 参照
 - ◆ ルート検証後のスクールバス運行ルート(案)…資料 P.56 参照

【廃校となった学校の利用について】

- ◆ HP「箱根町学校跡地の利用について提案を募集します。」 …資料 P.57~P.59 参照
- ◆ 回覧「箱根町学校跡地の利用について皆さんの意見を聞かせてください。」…資料 P.60 参照
- ◆ 箱根町公共施設配置研究会要綱…資料 P.61、P.62 参照
- ◆ 学校跡地等利用検討協議会の設置…資料 P.63 参照

【箱根教育について】

◆ 箱根教育の概要等…資料 P.64~P.68 参照

「町立小・中学校統廃合計画(案)」作成過程における検討状況説明及び意見交換等の経過

* 学校統廃合については本年(平成18年)4月以降、改めて「3小1中」という枠組みの中で、 交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、保護者らから多くの意見をもらい、これ を反映しながら計画の見直しを進めてきたものである。

以下は、これまでに行ってきた各小・中(幼保含む)PTA 及び地域との意見交換等の実施経過の概要を示したものである。(実施順に記載)

7/19 各幼稚園・保育園保護者会役員/16名 郷土資料館学習 7/25 仙石原小・中学校 PTA 役員/11名 仙石原中学校 8/24 箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名 箱根集会所 9/4 計画(案)説明 各小・中 PTA 会長及び各幼・保父母の会会長/12名 郷土資料館学習 9/7 仙小位置の検討 仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18名 仙石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/10名 役場分庁舎会議 9/26 計画(案)の説明 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 9/28 仙石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園	実施日	内 容	対象/出席者数(名)	場所		
5/8	4/10	意見交換	温泉小学校 PTA 役員等/3名	教育委員室		
5/17	5/2		湯本中学校 PTA 運営委員会/15 名	湯本中学校		
5/17	5/8		箱根明星中学校 PTA 運営委員会/16 名			
月直し状况説明	F/17		箱根小学校 PTA 運営委員会/10 名	箱根小学校		
方/19	5/17	見直し状況説明	仙石原小学校 PTA 運営委員会/17名	仙石原小学校		
湯本小学校 PTA 運営委員会/15名 湯本小学校 PTA (日本) 湯本小学校 PTA (日本) 10名 元箱根公民館 10名 元前程 10名 10名 元前程 10名 元前程 10名 10名	5/18		温泉小学校 PTA 運営委員会/9名	温泉小学校		
6/7 意見交換 箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員 10 名	5/19		宮城野小学校 PTA 運営委員会/20名	宮城野小学校		
6/15 見直し状況説明 仙石原中学校 PTA 運営委員会/17名 仙石原中学校 PTA・幼児学園父母の会役員等/4名 教育委員室 湯本小・中学校 PTA・幼児学園父母の会役員等/4名 教育委員室 湯本小・中学校 PTA 役員/7名 湯本中学校 7/18 意見交換 箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員/11名 箱根集会所 箱根明星中学校区 4校 PTA 役員/19名 名幼稚園・保育園保護者会役員/16名 郷土資料館学習 仙石原小・中学校 PTA 役員/11名 伽石原中学校 8/24 箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名 箱根集会所 第相小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名 箱根集会所 第相小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/12名 郷土資料館学習 9/7 仙小位置の検討 仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会会員/18名 仙石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/12名 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 個石原小中学校 日本原小中学校 日本原小中学校 日本原小中学校 日本原小中学校 日本原小中学校 日本原小中学校区 PTA 会員 日本原小児学園 10/10 福根地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 箱根地域自治会連合会/9名 福根出張所 個石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 個石原幼児学園 10/13 第本中学校区 PTA 会員 (幼保含む)/66名 箱根明星中学校 10/13 湯本中学校区 PTA 会員 (幼保含む)/37名 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 10/23 10/26 10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 宮城野地域/23名 宮城野地域/23名 23名	5/25		湯本小学校 PTA 運営委員会/15 名	湯本小学校		
他石原小学校 PTA・幼児学園父母の会役員等/4名 教育委員室 湯本小・中学校 PTA 役員/7名 湯本中学校 7/13 着根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員/11名 箱根集会所 箱根明星中学校区 4校 PTA 役員/19名 箱根明星中学校区 4校 PTA 役員/19名 箱根明星中学校区 4校 PTA 役員/16名 郷土資料館学習 仙石原小・中学校 PTA 役員/11名 編根・当本 4位 4位 4位 4位 4位 4位 4位 4	6/7	意見交換	箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員/10 名	元箱根公民館		
7/13	6/15	見直し状況説明	仙石原中学校 PTA 運営委員会/17名	仙石原中学校		
湯本小・甲字校 PTA 役員/7名 湯本甲字校 7/13	6/97		仙石原小学校 PTA・幼児学園父母の会役員等/4名	教育委員室		
7/18 意見交換 箱根明星中学校区 4 校 PTA 役員/19 名 箱根明星中学校区 7/25 箱根明星中学校区 4 校 PTA 役員/16 名 郷土資料館学習 個石原小・中学校 PTA 役員/11 名 郷土資料館学習 個石原中学校 箱根小学校 PTA 役員/11 名 個石原中学校 箱根小学校 PTA 役員/11 名 個石原中学校 箱根小学校 PTA 後長及び各幼・保父母の会会長/12 名 郷土資料館学習 郷土資料館学習 個小位置の検討 個石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会会長/12 名 郷土資料館学習 個石原中学校 PTA 及び幼児学園父母の会会員/18 名 個石原中学校 別ま 個石原中学校 日本地域自治会連合会/10 名 宣城野公民館 個石原公民館 福根地域自治会連合会/9 名 個石原公民館 箱根出張所 10/10 個小位置の検討 個石原幼児学園父母の会臨時総会/23 名 個石原幼児学園 日本	0/2/		湯本小・中学校 PTA 役員/7名	湯本中学校		
7/19 各幼稚園・保育園保護者会役員/16名 郷土資料館学習 個石原中学校 8/24 8/24 箱根小学校 PTA 役員/11名 個石原中学校 箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名 箱根集会所 箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会長/12名 郷土資料館学習 9/7 個小位置の検討 個石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18名 個石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/10名 宮城野公民館 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 個石原地域自治会連合会/9名 個石原公民館 箱根地域自治会連合会/9名 個石原公民館 箱根地域自治会連合会/6名 箱根出張所 10/10 10/10 個小位置の検討 個石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 個石原幼児学園 10/12 計画(案)説明 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼舎む)/66名 箱根明星中学校 10/20 個小位置の検討 個石原小学校 PTA 臨時総会/39名 個石原小学校 10/23 10/26 宮城野地域/23名 宮城野公民館 宮城野公民館 宮城野地域/23名 10/26 地域住民説明会 湯本地域/23名 宮城野公民館 宮城野公民館 宮城野公民館 宮城野公民館 湯本地域/23名	7/13		箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員/11 名	箱根集会所		
1/25	7/18	意見交換	箱根明星中学校			
8/24 箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名 箱根集会所 9/4 計画(案)説明 各小・中 PTA 会長及び各幼・保父母の会会長/12名 郷土資料館学習 9/7 仙小位置の検討 仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18名 仙石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/10名 役場分庁舎会議 9/26 計画(案)の説明 9/28 山石原地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 稲根地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 箱根地域自治会連合会/6名 10/3 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 公母の会臨時総会/23名 伽石原幼児学園 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 富ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 湯本中学校区 PTA 会員(幼保含む)/66名 箱根明星中学校 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 湯本小学校 10/23 福根地域/50名 富城野地域/23名 元箱根公民館 宮城野地域/23名 10/26 地域住民説明会 湯本地域/23名 で場本庁舎会議 役場本庁舎会議	7/19		郷土資料館学習室			
9/4 計画(案)説明 各小・中 PTA 会長及び各幼・保父母の会会長/12名 郷土資料館学習 9/7 仙小位置の検討 仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18名 仙石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/10名 役場分庁舎会議 9/28 計画(案)の説明 福根地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 10/3 価石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 10/12 計画(案)説明 宮ノ下地域自治会連合会/6名 箱根明星中学校区 PTA 会員(幼保含む)/66名 箱根明星中学校区 PTA 会員(幼保含む)/66名 箱根明星中学校区 PTA 会員(幼保含む)/37名 湯本小学校 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名 湯本小学校 10/23 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 五箱根公民館 10/26 地域住民説明会 湯本地域/23名 宮城野公民館 10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 役場本庁舎会議	7/25		仙石原小・中学校 PTA 役員/11 名	仙石原中学校		
9/7 仙小位置の検討 仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18名 仙石原中学校 9/11 湯本地域自治会連合会/10名 役場分庁舎会議 9/26 計画(案)の説明 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 10/3 仙石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 10/12 計画(案)説明 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼舎む)/37名 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 10/23 箱根地域/50名 元箱根公民館 10/26 宮城野地域/23名 宮城野公民館 10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 役場本庁舎会議	8/24		箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員/26名	箱根集会所		
9/11 湯本地域自治会連合会/10名 役場分庁舎会議 9/26 計画(案)の説明 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 10/3 仙石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 10/12 計画(案)説明 富ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼舎む)/37名 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 10/23 箱根地域/50名 元箱根公民館 10/26 宮城野地域/23名 宮城野公民館 10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 役場本庁舎会議	9/4	計画(案)説明	各小・中 PTA 会長及び各幼・保父母の会会長/12名	郷土資料館学習室		
9/26 計画 (案) の説明 宮城野地域自治会連合会/12名 宮城野公民館 10/3 仙石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 10/10 稲根地域自治会連合会/6名 箱根出張所 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 10/12 計画 (案) 説明 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼舎む)/37名 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 10/23 箱根地域/50名 元箱根公民館 10/26 宮城野地域/23名 宮城野公民館 10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 役場本庁舎会議	9/7	仙小位置の検討	仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員/18 名	仙石原中学校		
9/28計画 (案) の説明仙石原地域自治会連合会/9名仙石原公民館10/3箱根地域自治会連合会/6名箱根出張所10/10仙小位置の検討仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名仙石原幼児学園10/12計画 (案) 説明宮ノ下地域自治会連合会/11名温泉公民館10/13湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名湯本小学校10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名仙石原小学校10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	9/11		湯本地域自治会連合会/10名	役場分庁舎会議室		
10/3 仙石原地域自治会連合会/9名 仙石原公民館 箱根地域自治会連合会/6名 箱根出張所 10/10 仙小位置の検討 仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名 仙石原幼児学園 10/12 計画(案)説明 宮ノ下地域自治会連合会/11名 温泉公民館 10/13 湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名 湯本小学校 10/20 仙小位置の検討 仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名 仙石原小学校 10/23 箱根地域/50名 宮城野地域/23名 宮城野公民館 宮城野地域/23名 宮城野公民館 23名 24場本庁舎会議	9/26	計画 (宏) の説明	宮城野地域自治会連合会/12名	宮城野公民館		
10/10仙小位置の検討仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名仙石原幼児学園10/12計画(案)説明富ノ下地域自治会連合会/11名温泉公民館10/13湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名湯本小学校10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名仙石原小学校10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	9/28	时國 (来) ジルヴ	仙石原地域自治会連合会/9名	仙石原公民館		
10/10箱根明星中学校区 PTA 会員(幼保含む)/66 名箱根明星中学校10/12計画(案)説明宮ノ下地域自治会連合会/11 名温泉公民館10/13湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37 名湯本小学校10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39 名仙石原小学校10/23箱根地域/50 名元箱根公民館10/26宮城野地域/23 名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23 名役場本庁舎会議	10/3		箱根地域自治会連合会/6名	箱根出張所		
10/12計画(案)説明富ノ下地域自治会連合会/11名温泉公民館10/13湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名湯本小学校10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名仙石原小学校10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	10/10	仙小位置の検討	仙石原幼児学園父母の会臨時総会/23名	仙石原幼児学園		
10/13湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37名湯本小学校10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名仙石原小学校10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	10/10		箱根明星中学校区 PTA 会員(幼保含む)/66 名	箱根明星中学校		
10/20仙小位置の検討仙石原小学校 PTA 臨時総会/39名仙石原小学校10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	10/12	計画(案)説明	宮ノ下地域自治会連合会/11名	温泉公民館		
10/23箱根地域/50名元箱根公民館10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	10/13		湯本中学校区 PTA 会員(幼含む)/37 名	湯本小学校		
10/26宮城野地域/23名宮城野公民館10/27地域住民説明会湯本地域/23名役場本庁舎会議	10/20	仙小位置の検討	仙石原小学校 PTA 臨時総会/39 名	仙石原小学校		
10/27 地域住民説明会 湯本地域/23名 役場本庁舎会議	10/23		箱根地域/50名	元箱根公民館		
	10/26		宮城野地域/23名	宮城野公民館		
10/28 宮ノ下地域/43名 温泉小学校	10/27	地域住民説明会	地域住民説明会 湯本地域/23名			
	10/28		宮ノ下地域/43名	温泉小学校		
11/2	11/2		仙石原地域/56名	仙石原文化センター		

回覧

第 13 号 平成 18年 10月 10 日発行



~箱根町立小·中学校統廃合計画(案)説明会~

学校統廃合については、昨年の終わりから今年の3月にかけて2小1中 (案)をもって説明をさせていただきましたが、なかなか町民の方々の理解 を得ることができませんでした。

町では本年4月以降、「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」からの提言に立ち返り、改めて「3小1中」という枠組みの中で見直しをしてまいりました。この見直しにあたっては、交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、各幼稚園・保育園父母の会や各小・中学校 PTA の方々と意見交換を行うなど、たくさんのご意見をいただきながら進めてまいりました。

これらの経過を踏まえて、「箱根町立小・中学校統廃合計画(案)」をまとめましたので、次のとおり説明会を行いたいと思います。広く町民の方々の出席をお願いします。

【日時】

地域	場所	В	時
箱 根	元箱根公民館	10月23日(月)	
宮城野	宮城野公民館	10月26日(木)	
湯本	役場本庁4階会議室	10月27日(金)	19:00~21:00
宮ノ下	温泉小学校	10月28日(土)	
仙石原	仙石原文化センター	11月 2日(木)	

照会先 教育委員会学校教育課 電話 5-7600

- ★ホームページ URL http://www.town.hakone.kanagawa.jp
- ★ i モードサイト http://www.town.hakone.kanagawa.jp/i/
- ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所等出先機関、町内のコンビニエンスストアなどに置いてありますので、ぜひご利用ください。

箱根町記者発表資料

箱根町立小・中学校統廃合計画 (案)説明会の開催について

1.目的

町立小・中学校統廃合については、平成 20 年 4 月の実施に向け、本年 4 月以降、「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」から提言のあった「3 小1 中」という枠組みの中で検討してまいりました。この検討にあたっては、交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、各幼稚園・保育園父母の会や各小・中学校 PTA の方々と意見交換を行うなど、たくさんのご意見をいただきながら進めてまいりました。

これらの経過を踏まえて、「箱根町立小・中学校統廃合計画(案)」をまとめましたので、広く町民を対象に次のとおり説明会を行い、学校統廃合についての合意形成を図るものです。

2. 説明会開催日程

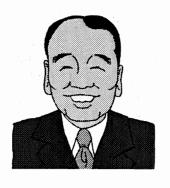
A		
地 域	場所	日時
箱 根	元箱根公民館	10月23日(月)
宮城野	宮城野公民館	10月26日(木)
湯本	役場本庁4階会議室	10月27日(金) 19:00~21:00
宮ノ下	温泉小学校	10月28日(土)
仙石原	仙石原文化センター	11月 2日(木)

3. 周知方法

■ホームページ掲載 (H18.10.10 より)

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/gakkou/tougou/togokeikaku-setsu meikai.html

■回覧(H18.10.10 発行号)



照会先

箱根町教育委員会学校教育課

電話 0460-5-7600

E-mail web gakkou@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町企画部企画課

電話 0460-5-9560

E-mail web kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

町立小・中学校統廃合計画(案)

はじめに・・・

平成14年8月に、小・中学校PTA代表者、幼稚園・保育園父母の会代表者、自治会代表者、 学識経験者による「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」を設置し、平成16年3 月にはこの協議会から小・中学校統合に関する提言をいただきました。

町ではこれまで、可能な限りこの提言を尊重しながら統合の議論を進めてきましたが、今一度、協議会提言に立ち返り、改めて「3小1中」という枠組みの中で、平成20年4月からの体制スタートを目指し、学校統合について検討しているところです。

皆さんの意見をお伺いしながら「町の小・中学校統合計画」をまとめていきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 学校統合の目的

小規模学級等の問題点の解消をすることにより、多様な教育活動の推進を図ることです。

【活力ある学校づくり】

■豊かな人間関係の育成

- ■集団学習活動の充実
- ■部活動の活性化

【学力の向上】

- ■学習意欲の向上
- ■指導方法の多様化
- ■競争意識の向上

【学校運営の効率化】

- ■指導体制の充実
- ■学校行事等の活性化

2 統合後における箱根の教育の基本姿勢

(1) 地域学科(箱根教育)の設置

地域に対する興味・関心を高め、箱根を知り、箱根を愛し、箱根で生きることを誇りに持ち、箱根の未来を考えて、まちづくりの発展に尽くそうとする態度を育成する教科を設けます。

【具体的な取り組み】

- ■小・中学校の9年間の系統性をもって、箱根町の歴史、文化、産業についての学習時間を設け、 社会に生きるための資質を培います。さらに、国際観光都市として英語教育の充実を図ります。
- ■学校間交流や情報交換、地域社会との連携を通し、箱根で生きることを誇りに思う心を培います。

2006/10/23 現在

(2) 基礎・基本の確実な定着

9年間一貫した教育を通して、基礎・基本の確実な習得に努め、基礎学力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

- ■小・中学校間の無理のない接続を図るため、小学校高学年において、一部教科担任制を実施します。
- ■小学校では、必要に応じ非常勤職員を配置します。
- ■聞く・話す・書く・読む力の育成を図ります。
- ■基礎学力の向上を図るため、算数・数学・英語においては少人数授業を実施します。

(3) より良い生活習慣

統合に際し、児童生徒が戸惑うことなく学校生活を送ることができるようにするとともに、 より良い生活習慣を身につけさせます。

【具体的な取り組み】

- ■1クラス人数の多い小学校1年生の学級に対し、教員等を加配します。
- ■統合中学校に当分の間、各学年に副担任を置くことを基本とします。
- ■統合校に児童生徒指導の教員を加配します。
- ■より良い生活習慣の重点化を図り、幼保・小・中学校生活を通し一貫した指導を実施します。

3 統合へ向けての取り組み

平成20年4月の統合体制スタートへ向けて、次のように考えています。

【具体的な取り組み】

- ■積極的に学校間交流を実施します。
- ■教育課程等の統一性を図ります。

4 小学校

(1)位置

ア 湯本小学校

湯本小学校を使用します。

イ 統合小学校

温泉小学校、宮城野小学校及び箱根小学校を宮城野小学校に統合し、新設小学校として位置付けます。

ウ 仙石原小学校

仙石原小学校の校舎を改修し、引き続き使用します。

(2) 規 模

【統合前】 *児童数は平成18年5月1日現在

【統合後】 *児童数は平成20年度推計値

学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
湯本小学校	21	17	14	23	25	18	118
温泉小学校	6	8	7	11	8	10	50
宮城野小学校	24	23	24	12	20	24	127
仙石原小学校	31	28	36	25	45	31	196
箱根小学校	7	7	3	3	7	6	33
計	89	83	84	74	105	89	524



	学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
\rangle	湯本小学校	27	27	21	17	14	23	129
	統合小学校	47	29	37	38	34	26	211
	仙石原小学校	25	27	31	28	36	25	172
	計	99	83	89	83	84	74	512

(3) 統合小学校への通学等

統合小学校への通学に際しては、スクールバスを運行します。

ア 対象児童

- (ア) 箱根小学校区及び温泉小学校区の児童を対象とします。
- (イ)強羅地区及び二ノ平地区の児童も対象とします。

イ 運行経路

別紙運行経路図(案)を基に検討していきます。(交通事業者と協議中)・・・P6~7

ウ駐車場

必要に応じて、町施設(浄水センターなど)の駐車場を利用することとします。

5 中学校

(1)位置

湯本中学校、箱根明星中学校及び仙石原中学校を箱根明星中学校に統合し、新設中学校とし て位置付けます。

(2) 規 模

【統合前】 *生徒数は平成18年5月1日現在

【統合後】 *生徒数は平成20年度推計値

学 校	1年	2 年	3年	計
湯本中学校	23	17	20	60
箱根明星中学校	44	44	44	132
仙石原中学校	28	28	29	85
計	95	89	93	277

	学 校	1年生	2年生	3年生	計
/ 新	合中学校	109	94	95	298

(3) 通 学

交通事業者と交渉を重ねているところであり、統合体制スタート時(平成20年4月を想定) には別紙通学パターン(案)のような通学が可能となる見通しです。・・・P8~15

以下はその概要です。(*現時点までの交渉を踏まえた内容となっておりますが、正式に決 定・公表されたものではありませんので十分にご留意ください。)

ア 湯本地域・・・P8~11

【登下校共通】

■箱根登山バスと箱根登山電車の共通定期券(乗車証明書)を発行する予定です。(*交通事 業者・国交省と協議中)

登下校ともに、主に路線バスを利用した通学になると考えていますが、観光シーズン時な どにおける交通渋滞発生時などの対策として、電車との共通定期の発行が可能となる見通 しですので、箱根登山電車にも乗車することが可能となります。

【脊校時】

■畑宿発湯本経由小涌園行バスを通学に便利な時間帯に増発します。

登校に都合の良い時間帯に便が無く、また、湯本での乗り継ぎも悪いことが最大のネック とされていましたが、畑宿方面からは湯本での乗り継ぎをすることなく、「強羅入口」ま で乗車することが可能となります。(湯本からも乗車できます。)

【下校時】

■湯本発畑宿行(旧街道線)バスを増発・ダイヤ変更します。

畑宿方面への乗り継ぎに配慮し、17時台から18時台にある4便も30分間隔での運行とな ります。

2006/10/23 現在

イ 仙石原地域・・・P12~15

【登校時】

■施設めぐりバスを湖尻発として延伸します。

登校に都合の良い時間帯の便(現行仙石発 7:40)を湖尻発として延伸しますので、湖尻方面からは仙石で乗り継ぎをすることなく「彫刻の森」(学校校門付近)まで乗車することが可能となります。

■施設めぐりバスを増発します。

登校に都合の良い時間帯に、仙石から施設めぐりバスを「停車場線ルート」で増発しますので、「彫刻の森」(学校校門付近)まで乗車することが可能となります。

【下校時】

■施設めぐりバスを増発します。

施設めぐりバスの最終便は、現行では彫刻の森発 17:23 ですが、この後に 18:10 発を増発します。この便は「宮城野経由湖尻行」としますので、仙石で乗り継ぎをすることなく「湖尻」まで乗車することが可能となります。

(4)給食

完全給食を実施することとしますが、実施方法(自校方式 他)については検討中です。

6 基本的な配慮

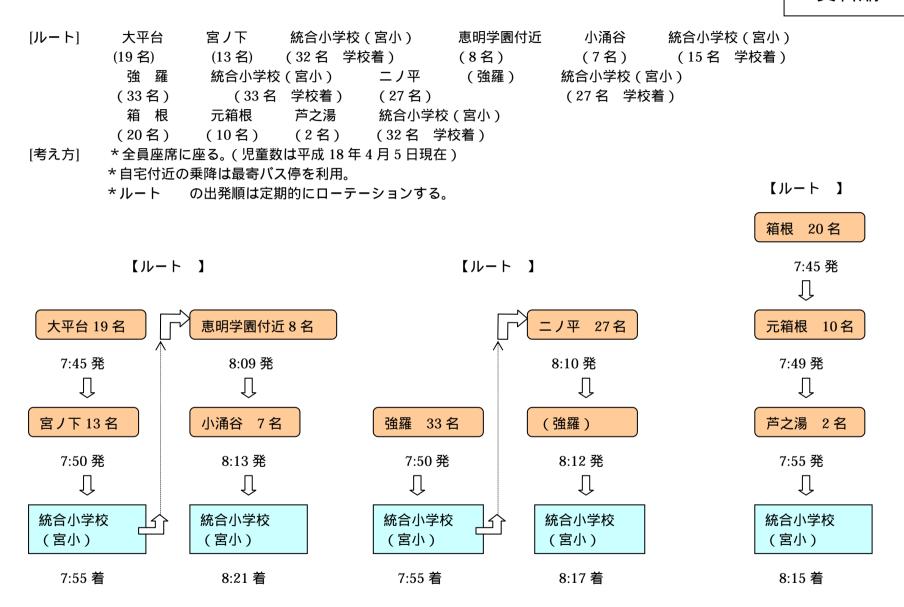
- ◎ 統合により生ずる児童・生徒の通学経費は全額町が負担します。
- ◎ 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- ◎ 子どもの心のケア対策はきめ細かく行います。
- ◎ 円滑な移行ができるよう、児童・生徒や PTA の各種交流事業などを支援します。
- ◎ 統合に伴う制服・体操着の変更などによる在校生の保護者の負担は、できるだけ大きくならないようにします。

7 今後の進め方

統合の詳細については、課題ごとの検討部会を設け、保護者、教職員及び地域の方々らと一緒に検討し、ここでの話し合いの結果を尊重しながら進めていきます。

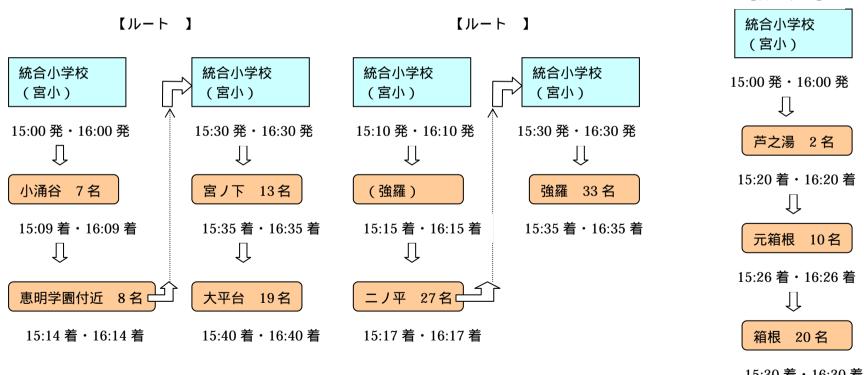
統合小学校へのスクールバス運行経路図【登校時】(案)

資料編 P6~15



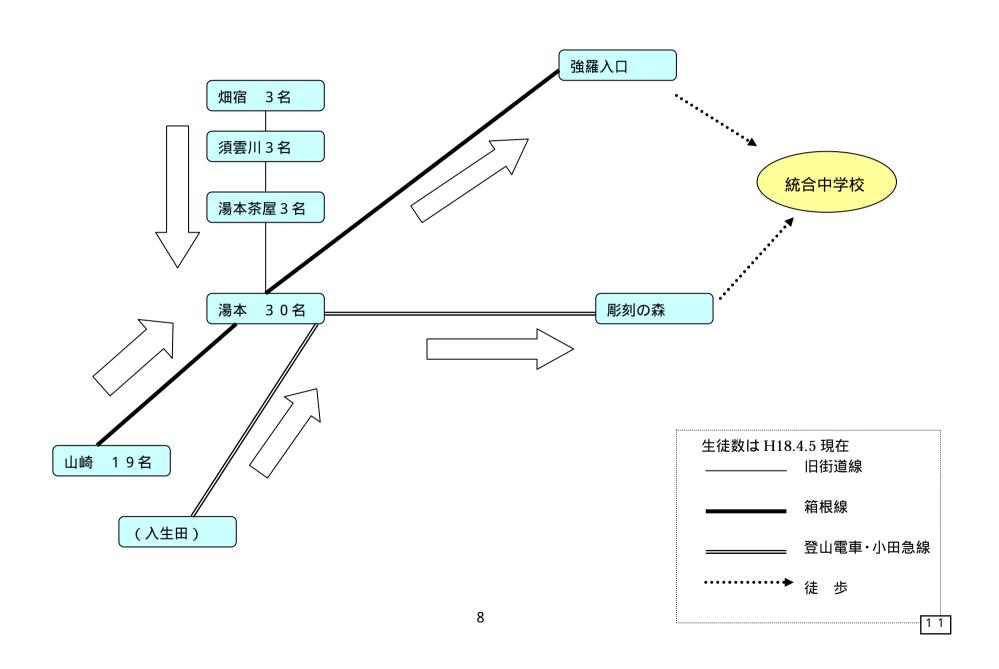
統合小学校へのスクールバス運行経路図【下校時】(案)

統合小学校(宮小) 恵明学園付近 大平台 [ルート] 統合小学校(宮小) 小涌谷 宮ノ下 (15 名乗車) (7名下車) (8名下車) (32 名乗車) (13 名下車) (19 名下車) 統合小学校(宮小) (強羅) 二ノ平 統合小学校(宮小) 強 羅 (27 名乗車) (27 名下車) (33 名乗車) (33 名下車) 統合小学校(宮小) 芦之湯 元箱根 箱 根 (32 名乗車) (2 名下車)(10 名下車) (20 名下車) *各ルートとも最低2回(低学年・高学年)は運行。 *全員座席に座る。(児童数は平成18年4月5日現在) [考え方] *自宅付近の乗降は最寄バス停を利用。 *ルート の出発順は定期的にローテーションする。 【ルート】 【ルート】 【ルート】



15:30 着・16:30 着

統合中学校への湯本地域からの通学パターン【登校時】(案)



統合中学校への湯本地域からの通学パターン【登校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

バス

旧街道線(湯本行)		教室着				
畑宿	湯本	山崎	湯本	大平台	宮ノ下	強羅入口	双 至自
6:46	7:01	7:12	7:15	7:23	7:26	7:32	7:42
		7:32	7:35	7:43	7:46	7:52	8:02
7:24	7:43	* * *	7:43	7:51	7:54	8:00	8:10
		7:57	8:00	8:08	8:11	8:17	8:27

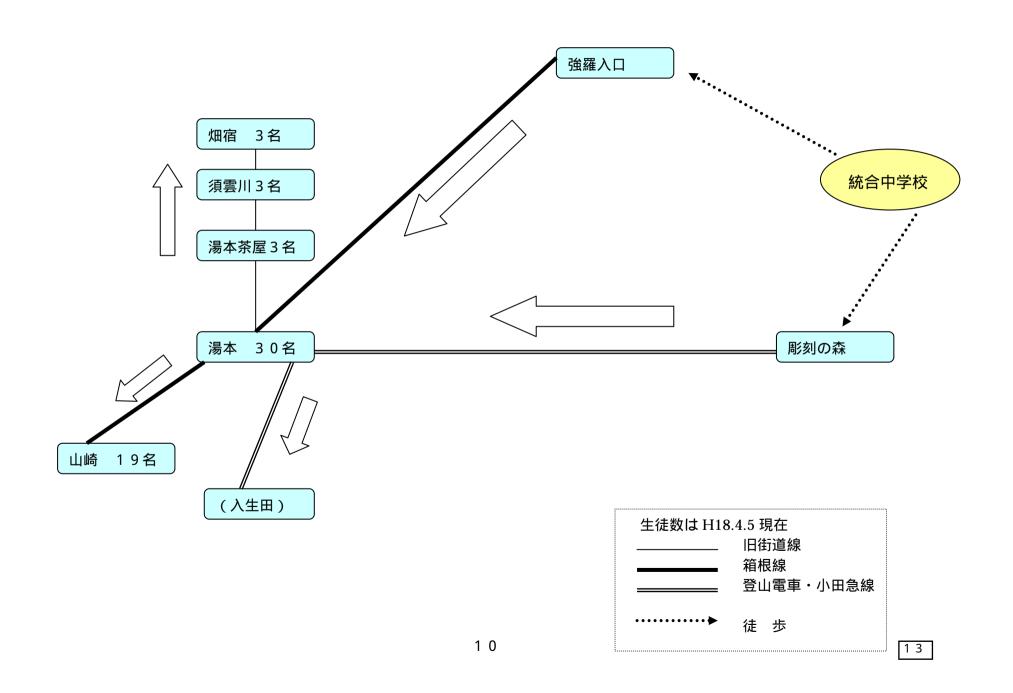
網掛け部分の増発便(バス)は湯本経由小涌園行(湯本での乗り継ぎ無し)

電車

旧街道線	泉(湯本行)	箱根登山					
畑宿	湯本	(入生田駅)	湯本駅	大平台駅	宮ノ下駅	彫刻の森駅	教室着
6:46	7:01	(7:11)	7:19	7:34	7:42	7:50	7:55
		(7:25)	7:38	7:52	8:01	8:09	8:14
7:24	7:43	(7:38)	7:48	8:02	8:12	8:22	8:27

網掛け部分の増発便(バス)は湯本経由小涌園行

統合中学校への湯本地域からの通学パターン【下校時】(案)



統合中学校への湯本地域からの通学パターン【下校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

バス

か完整	箱根	登山バ	ス「箱棚	見線 」		旧街道線	
教室発	強羅入口	宮ノ下	大平台	湯本	山崎	湯本	畑宿
15:08	15:18	15:24	15:27	15:37	15:40	15:45	16:00
15:28	15:38	15:44	15:47	15:57	16:00	16:15	16:30
15:48	15:58	16:04	16:07	16:17	16:20		
16:08	16:18	16:24	16:27	16:37	16:40	16:45	17:00
16:28	16:38	16:44	16:47	16:57	17:00	17:15	17:30
16:48	16:58	17:04	17:07	17:15	17:18	17:45	18:00
17:18	17:28	17:34	17:37	17:45	17:48	18:15	18:35
17:48	17:58	18:04	18:07	18:15	18:18	18:45	19:05
18:23	18:33	18:39	18:42	18:50	18:53	19:10	19:25

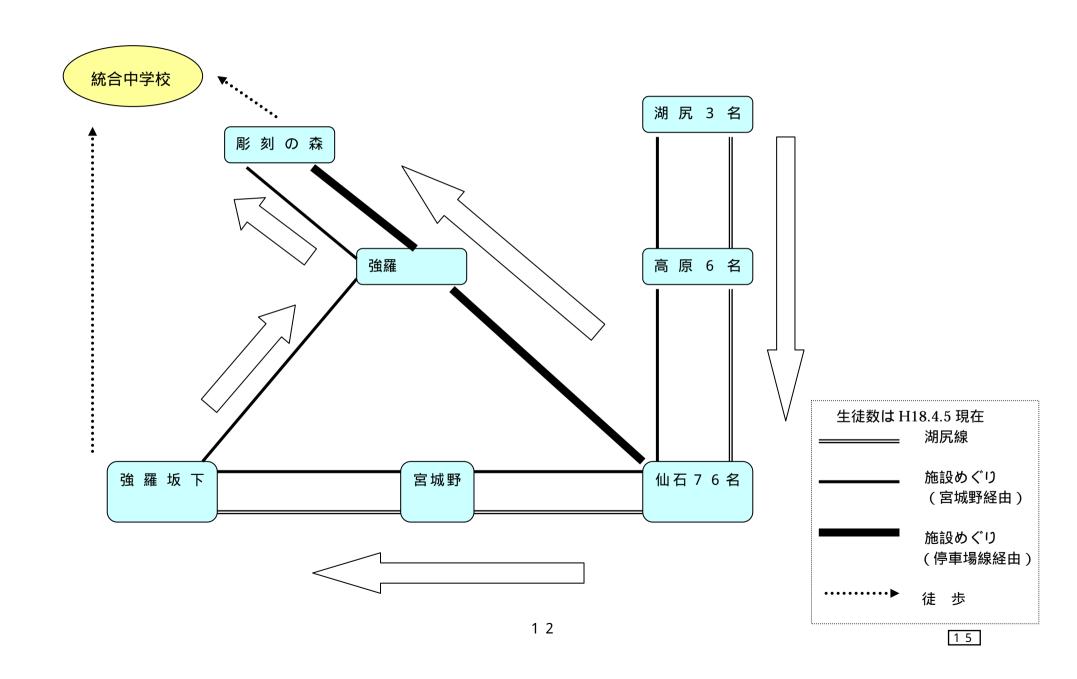
網掛け部分は増発便・ダイヤ変更便

電車

						1	
教室	箱根	登山鉄道(人	人生田へは消	易本で乗!)換え)	旧街道線	
発	彫刻の森駅	宮ノ下駅	大平台駅	湯本駅	(入生田駅)	湯本	畑宿
15:00	15:05	15:16	15:26	15:42	15:56	15:45	16:00
15:15	15:20	15:31	15:41	15:57	16:13		
15:30	15:35	15:46	15:56	16:12	16:26	16:15	16:30
15:45	15:50	16:01	16:11	16:27	16:42		
16:00	16:05	16:16	16:26	16:42	16:56	16:45	17:00
16:15	16:20	16:31	16:41	16:57	17:12		
16:30	16:35	16:46	16:56	17:12	17:26	17:15	17:30
16:45	16:50	17:01	17:11	17:27	17:42		
17:00	17:05	17:16	17:26	17:42	17:58	17:45	18:00
17:15	17:20	17:31	17:41	17:57	18:14		
17:30	17:35	17:46	17:56	18:13	18:27	18:15	18:35
17:45	17:50	18:01	18:11	18:28	18:43	18:45	19:05
18:13	18:18	18:26	18:35	18:47	18:55		
18:30	18:35	18:44	18:54	19:07	19:17	19:10	19:25

網掛け部分は増発・ダイヤ変更便

統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【登校時】(案)



統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【登校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

湖尻線と施設めぐりバスの併用(彫刻の森下車)

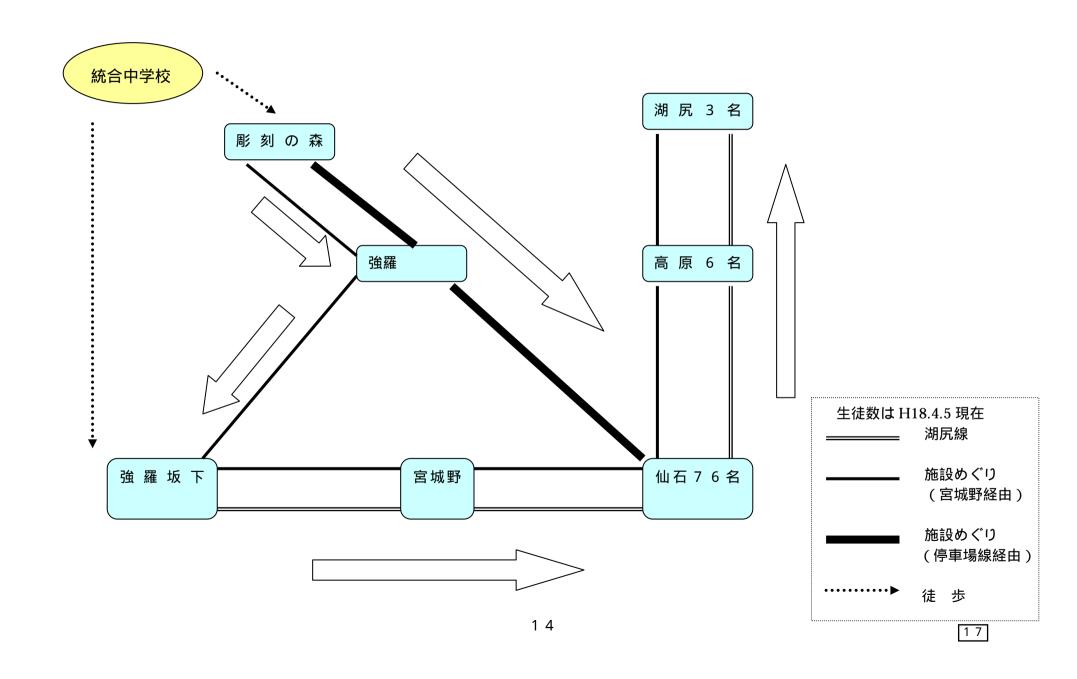
湖尻線	禄(小田原行	<u>1</u>)		施設めぐりバス				
湖尻	高原	仙石	仙石	宮城野	強羅坂下	彫刻の森	教室着	
7:25	7:33	7:36	*湖尻線	(小田原行)	に乗換、強羅均	仮下から徒歩	8:07	
7:30 *施設めぐ	7:30 * 施設めぐりバス延伸 7:40			7:51	7:52	7:57	8:02	
			7:50	7:50 * 停車場線ルート		8:13	8:18	
7:40	7:48	7:51	7:59	8:08	8:10	8:15	8:20	

網掛け部分は増発便

湖尻線の利用(強羅坂下下車)

	湖戸	強羅坂下	教室着			
湖尻	高原	仙石	宮城野	強羅坂下	から徒歩	教主 自
		7:06	7:15	7:17		7:37
		7:17	7:25	7:27		7:47
		7:27	7:35	7:37	20 分	7:57
7:25	7:33	7:36	7:45	7:47		8:07
7:40	7:48	7:51	8:00	8:02		8:22
		8:02	8:11	8:13		8:33

統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【下校時】(案)



統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【下校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

湖尻線と施設めぐりバスの併用(彫刻の森から乗車)

教室発	施設めく	ぐりバス	湖尻線			
叙 至光	彫刻の森	仙石着	(宮城野)	仙石	高原	湖尻
14:58	15:03	15:27	(15:24)	15:32	15:36	15:43
			(15:39)	15:47	15:51	15:59
	* 御殿場行	*強羅坂下				
15:13	15:18	15:21	15:23	15:31	(御殿	場行)
15:18	15:23	15:47	(15:54)	16:02	16:06	16:13
15:38	15:43	16:07	(16:08)	16:16	16:20	16:28
15:58	16:03	16:27	(16:25)	16:34	16:37	16:45
	* 御殿場行	* 強羅坂下				
16:13	16:18	16:21	16:23	16:31	(御殿	場行)
16:18	16:23	16:48	(16:50)	16:59	17:02	17:10
16:38	16:43	17:07	(17:10)	17:19	17:22	17:30
16:53	16:58	17:21	(17:30)	17:39	17:42	17:50
	* 御殿場行	*強羅坂下				
17:08	17:13	17:16	17:18	17:26	(御殿	場行)
17:18	17:23	17:46	(17:50)	17:59	18:02	18:10
			(18:10)	18:19	18:22	18:30
18:00	18:10	*施設	めぐりバス	(宮城野経田	由)延伸	18:37
			(18:35)	18:44	18:47	18:55

湖尻線の利用(強羅坂下から乗車)

教室発	強羅坂下	湖尻線(湖尻行)					
教主先	まで徒歩	強羅坂下	宮城野	仙石	高原	湖尻	
14:52		15:07	15:08	15:17	15:20	15:29	
15:07		15:22	15:23	15:32	15:35	15:43	
15:22		15:37	15:38	15:47	15:50	15:59	
15:37		15:52	15:53	16:02	16:05	16:13	
15:52		16:07	16:08	16:17	16:20	16:28	
16:09	15分	16:24	16:25	16:34	16:37	16:45	
16:34		16:49	16:50	16:59	17:02	17:10	
16:54		17:09	17:10	17:19	17:22	17:30	
17:14		17:29	17:30	17:39	17:42	17:50	
17:34		17:49	17:50	17:59	18:02	18:10	
17:54		18:09	18:10	18:19	18:22	18:30	
18:19		18:34	18:35	18:44	18:47	18:55	

網掛け部分は増発便

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過(概要)

年 度	主な取り組み経過 (年月日等)
平成 7	●箱根町学校施設等の適正規模・配置に関する調査報告書策定(平成7年10月)
平成 8	 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会運営要綱の制定(平成8年7月1日) ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成8年9月19日) ○学校施設等の適正規模・配置に関する調査報告書の説明及び今後の進め方 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成8年11月20日) ○調査報告書の地域住民、関係者委員の意見等情報交換 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年2月7日) ○幼児施設の総括議論 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年3月3日) ○小中学校施設適正配置地域懇談会開催報告書 ○幼稚園、保育園の適正規模・配置の地域意見聴取
平成 9	●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年5月9日) ○平成8年度の委員会の経過説明 ○「調査報告書」の統合案の具体的検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年7月11日) ○小学校の適正規模・配置の検討 ○幼稚園、保育園の適正規模・配置に関する意見の取りまとめ ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年8月28日) ○中学校の適正規模・配置のまとめ検討 ○中学校の適正規模・配置の具体的検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年10月20日) ○中学校の適正規模・配置の意見のまとめ ○調査検討事項に対する総括的な意見調整 ○余裕教室等の活用の検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年11月21日) ○幼児施設学校等適正配置検討委員会開催(平成9年11月21日) ○幼児施設学校等適正配置検討委員会報告書(案)の検討 ●平成8・9年度箱根町幼児施設学校等適性配置検討委員会報告書を町長に提出 (平成10年2月)
平成11	 ●箱根町学校適正配置検討委員会設置要綱制定(平成11年8月2日) ○中学校の児童、生徒の減少により小規模化する学校の適正と配置について調査・検討を行うため委員会を設置したもの。 ●学校適正配置検討委員会、作業班員合同会議開催(平成11年8月24日) ○委員会設置要綱説明 ○これまでの研究検討結果等経過説明 ○「教育環境アンケート」の素案検討 ○今後の進め方について ●作業班員会議(平成11年12月21日) ○教育アンケートの調査実施方法等検討 ●作業班員会議(平成12年1月17日) ○教育環境アンケートに関わるアンケート意見修正検討

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過(概要)

年 度	主な取り組み経過(年月日等)
平成11	 ●検討委員会議(平成 12 年 1 月 20 日) ○教育環境アンケートに関わるアンケート実施説明並びに検討 ○教育環境アンケート実施(平成 12 年 2 月 4 日~2 月 14 日) ●検討委員会、作業班員合同会議開催(平成 12 年 2 月 29 日) ○教育環境アンケート実施の中間報告
平成 1 2	 ●検討委員会、作業班員合同会議開催(平成12年5月2日) ○学校教育施設等調査研究事業「小・中学校施設適正配置調査報告書」(平成12年3月作成)の説明並びに内部検討 ●町議会民生文教常任委員会並びに町議会全員協議会(平成12年8月、9月) ○小・中学校施設適性配置調査報告書(抜粋)を報告 ●作業班員会議(平成12年8月7日) ○「教育環境アンケート」ダイジェスト版、原案の修正、意見書提出 ●作業班員会議(平成12年10月2日) ○「小中学校施設適正配置調査報告書」ダイジェスト版(案)の検討 ●「小中学校施設適正配置調査報告書」ダイジェスト版作成(平成12年12月) ●小中学校施設適正配置地域懇談会開催(延べ参加者 171名) ○宮城野地域(宮城野公民館) 24名(平成13年2月 1日) ○湯本地域(郷土資料館学習室)41名(平成13年2月5日) ○宮ノ下地域(社会教育セット) 34名(平成13年2月6日) ○個石原地域(仙石原公民館) 42名(平成13年2月14日) ○箱根地域(元箱根公民館) 31名(平成13年2月22日)
平成13	 ●検討委員会、作業班員会議(平成13年4月25日) ○「小中学校施設適正配置調査報告書ダイジェスト」地域懇談会開催結果報告 ●検討委員会議(平成14年2月8日) ○小・中学校の教育施設適正配置規模・配置計画の検討→同計画(案)作成
平成 1 4 〈 平成 1 5	●箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会設置要綱制定(平成 14 年 6 月 25 日) ●協議会(平成 14 年 8 月 27 日~平成 16 年 2 月 24 日 全 13 回開催) ○「箱根町立小・中学校施設適正規模・配置計画に関する提言書」の取りまとめ ●町長へ提言書の提出(平成 16 年 3 月 23 日) ●箱根町立小・中学校統合実施基本計画 教育委員会(案)作成(平成 16 年 12 月)
平成16	 ●箱根町学校統廃合推進会議設置要綱制定(平成17年3月11日) ○基本計画作成の検討 ●箱根町立小・中学校統合実施基本計画作成【2小1中(案)】(平成17年10月) ●同基本計画ダイジェスト版作成(平成17年11月) ●町議会教育福祉常任委員会(平成17年10月21日) ○基本計画の説明 ●各小・中学校に対する基本計画の説明(平成17年10月21日~25日)

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過(概要)

年 度	主な取り組み経過(年月日等)
	●町議会全員協議会(平成 17 年 11 月 4 日) ○基本計画の説明 ●元 箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会委員に対する基本計画の説明 (平成 17 年 11 月 10 日)
平成17	 ●保護者対象の基本計画説明会開催 (延べ出席者 437名) ○湯本小学校 113名 (平成 17年 11月 28日) ○温泉小学校 42名 (平成 17年 12月 1日) ○湯本中学校 67名 (平成 17年 12月 5日) ○宮城野小学校 ○仙石原小学校(仙石原文化センター) ○衛根小学校 ○衛根小学校 ○衛根明星中学校 ○衛根明星中学校 ○衛根明星中学校 ○町議会箱根町立小中学校統合実施検討協議会(平成 17年 12月 13日) ○衛根明星の結果報告 ●地域住民対象の基本計画説明会開催(延べ出席者 240名) ○宮城野地域(宮城野公民館) ○宮城野地域(宮城野公民館) ○衛根地域(元箱根公民館) ○満本地域(役場本庁) ○富ノ下地域(温泉小学校) ○宮ノ下地域(温泉小学校) ○個石原地域(仙石原文化センター) 63名(平成 18年 2月 26日) ○仙石原地域(仙石原文化センター)
平成18	 ●箱根町学校統廃合推進会議 ○「3小1中」で計画の見直し・検討 ●各小・中(幼保含む)PTA及び地域との意見交換等を実施(平成18年4月10日~平成18年10月20日) ●町議会箱根町立小中学校統合実施検討協議会(平成18年6月20日) ○学校統廃合推進会議の協議結果の報告 ●「町立小・中学校統廃合計画(案)」作成【3小1中(案)】(平成18年8月31日) *この後においても、交通事業者、保護者らとの協議・調整に応じ随時必要な修正を加えたもの。(最終計画案は10/23付け) ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会(平成18年9月11日) ○「町立小・中学校統廃合計画(案)」の説明 ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会(平成18年9月11日) ○「町立小・中学校統廃合計画(案)」の説明 ●保護者対象の計画(案)説明会開催(延べ出席者 103名) ○箱根明星中学校区 66名(平成18年10月10日) ○湯本中学校区(湯本小学校) 37名(平成18年10月13日)

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過 (概要)

年 度	主な取り組み経過(年月日等)
	 ●地域住民対象の計画(案)説明会開催(延べ出席者 195名) ○箱根地域(元箱根公民館) 50名(平成18年10月23日) ○宮城野地域(宮城野公民館) 23名(平成18年10月26日) ○湯本地域(役場本庁) 23名(平成18年10月27日) ○宮ノ下地域(温泉小学校) 43名(平成18年10月28日) ○仙石原地域(仙石原文化センター) 56名(平成18年11月2日)
平成18	※上記 10/23~11/2 の住民説明会において計画(案)について概ねの理解をいただき、 学校統廃合についての「住民合意形成」が図ることができたものである。 〔住民合意後、統合の詳細については保護者、教職員及び地域の方々らを交え、課題 (項目)ごとの検討部会において検討を進めているところである。〕
	【箱根町ホームページ URL】 http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/gakkou/tougou/gakkou-touhaigou.html

(中央)と窪澤副委員長(左)町長に提言書を渡す野本委員長

y こまとめられています。そ箱根町の教育環境の現状と課

ト調査」が実施され、

ての計画を策定

を図るため、主に小・中学 た。この提言は、箱根町に 提言が町長に提出されまし 正規模・配置計画協議会の 校の統廃合について、 をまとめ上げたものです。 また議論を重ね、その結果 の立場から意見を出し合い 町民

さいます。 議論の末に出されたこの提 を衝突させながらの激しい を衝突させながらの激しい を衝突させながらの激しい を衝突させながらの激しい す。

町立小中学校施設適

町民側からの考え方を示す校の統廃合問題に関する、 ものです。 最終的には、

らに皆様のご意見を聞い 町としての最終計画 以下、

この提言は、 町立 小中学

上で、 会から出された提言を掲載 出された提言は、尊重はさ ます。したがって、ここでを策定していくことになり はありません。 な結論になるということでれますが、そのまま最終的

組まれるよう要望いたします。 協議の際に前提

少子化が進み、箱根町でも子ど

もの数が減少するなか、箱根の

て検討してきました。

全国的に

中学校の適正規模・配置につい

催して以来、13回にわたって小・8月27日に第1回の協議会を開議会」という。) は、平成14年

とする報告書を町長に提出しま学校については一校が望ましい見直しを含めた適正配置を、中 配置検討委員会が調査・検討をた箱根町幼児施設・学校等適正学校教育関係者、町職員を含め係者、学識経験者、議会議員、 第1点目は、小・中学校統廃した事柄について2点述べます。まず、協議にあたって前提と 平成8・9年度には、 結論を尊重するということです。 がこれまで示した提言や提案の 合に関する各種の調査や報告書 小学校については学区の P T A 関

重し、小・中学校の配置をはじ諸機関にあっては、本提言を尊た。町・教育委員会および関係 めとする教育環境の充実に取り重し、小・中学校の配置をはじ して提言をまとめるに至りましうことができ、ここに協議会と 回多数の委員の参加を得て、 ろいろな角度から意見交換を行

箱根町立小中学校施設適正規

配置計画協議会(以下「

はじめに

とした事項について

ら、小学校・中学校をそれぞれいものにしていくという観点か子どもたちの教育環境をより良

何校にし、

どこに配置するかを

具体的に協議しました。限られ

た時間と条件の中でしたが、

毎

満児保護者を対象に「教育環境小・中学校保護者および5歳未した。平成11年には、一般住民、

基本的にこの方向性を尊重しつ示されています。本協議会は、示されています。本協議会は、で「小学校は当面3校に、中学て「小学校は当面3校に、中学 つ協議することとしました。

協議会としてはこれにこだわられる「取り決め」については、地域住民とで交わされたと言わ 「取り決め」を軽視するというずに議論することです。当時の 自由な発想と構想で提言をまと環境が劇的に変化するなかで、 と箱根中学校統合の際に、町と2点目は、旧箱根明星中学校 めたいと考えたためです。 ことではなく、 子どもをめぐる

2 校規模の適正化について 教育効果と小・中学

が適正規模だと考えます。小学校は3校、中学校は1 校

小学校について

5校を3 Ę ト減少し、50名から50名になる童数が平成15年比で24パーセン あろうという結論に達しました な集団で教育することが適当で と推計されることから、 1、1校で良いのではないかと将来的な児童の減少を考える 平成22年には、 校に統合し、より大き 小学校の全児 現在の

> 中学校について いう意見も出されました。

中学校を1校に統合することでう考えで一致し、現在の3校の団で教育を行う必要があるとい 湯本地域の生徒が仙石原地域に生徒が湯本地域へ通う、または がありましたが、全町では生徒時の対応などが心配という意見 合意しました。 がさらに減少する傾向にあり、 学距離がかなり長くなり、緊急 通う可能性が出てくるなど、 校にまとめて、 校にすると、 仙石原地域の 一定規模の集 通

われることが重要と考えます。 対応したきめ細やかな教育が行 し、子どもたちの個性や能力に1学級25名程度の少人数学級と また、 学級定員については、

とめる方向性が確認されました。 とが重要だとして、 る強い意見が出されましたが、 域委員から2校案の検討を求め 一定規模の集団で教育を行うこ 中学校については、 1校案でま 仙石原地

3 配置計画につ ・中学校の 7

小学校は、 湯本地域、 中央地



仙石原地域に、域(宮ノ下・宮 宮城野小学校に統合小学校を置 置くこととし、中央地域は、現仙石原地域に、それぞれ1校を域 (宮ノ下・宮城野・箱根)、 置くこととし、 くこととしました。

星中学校に、統合中学校を置く こととしました。 中学校については、 現箱根明

こと、また、現温泉小学校の校うのは困難であると考えている護者の多くが現箱根小学校に通は、宮城野および温泉小学校保 学校とすることは難し 致しました。中央地域について 仙石原地域にそれぞれ1校残す 慮すると、湯本地域、 庭が非常に狭く、 ことが適当であるという点で一 地域性や現在の学校規模を考 中央地域の小 中央地域、

することとしました。 学校を中央地域の統合小学校としていることから、現宮城野小 宮城野小学校を総意として希望さらに、温泉小学校PTAも現

中学校について

合後の規模や少人数学級、学校かれましたが、湯本地域では統方が良いという二つの意見に分 ことが適切と考えました。 境の整備に対応した用地の確保給食の実施などの新たな教育環 理的な理由で町の中央に置い しては現箱根明星中学校に置く などが難しいことから、現状と 中学校の配置については、 た方が良いという意見と、 交通の便から湯本地域に置 た 地 主

少数意見について

また、 域の人に委ねてもいいのではな 校に統合するかの判断を箱根地 という強い意見が出され 地域委員から是非残して欲しい かという意見も出されました。 箱根小学校については、 他の委員から、 残すか他 ました。 箱根

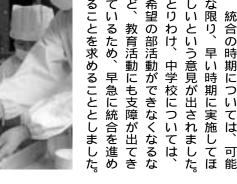
4 つい 統合の時期に

小学校はできるだけ早く統合 中学校については、 早急に

致しました。統合することを求めることで一

理由について

な限り、 ど 希望の部活動ができなくなるな とりわけ、 ているため、 しいという意見が出されました。 限り、早い時期に実施してほ統合の時期については、可能 教育活動にも支障が出てき 中学校については、 早急に統合を進め





5 つ 通学区域に て

位での統合を進め、 学校については、現小学校区単 通学区域が検討課題となる小 通学区域 Ö

> でありながら、子どもの通う学見も出されましたが、同一地区関係で通学区域の変更を行った関係で通学区域の変更を行った ıΣ こととしました。 加に支障が生ずる等の意見も 校が異なると、地域活動への参 通学区域の変更は行わないに支障が生ずる等の意見もあ

て、子どもや保護者の負担が重の通学については柔軟に対応し ととしました。 くならないよう配慮を求めるこ ただし、 従来どおり、 学 区 外

学生は3キロを目安とします。

学校間に人数の偏りが出て、目いかという意見がある一方で、りが進む可能性があるのではなより個性的で魅力ある学校づく ないかという危惧も出され、結動への参加が困難になるのではなること、子供会活動や地域活的としている集団学習が困難に 検討課題とします。自由学区制については、 論を出すには至りませんでし 討しましたが、 できる自由学区制につ また、通う学校を自由に選択 学校間の競争に いても検 今後の

6 通学手段につい 児童 ・生徒の 7

小学校の通学手段については

(貸切または定期バスの増便なの児童には往復スクールバス理」などの意見が強く、遠距離 り換え時に不安が残る」「低学「路線バス等を利用した際の乗 ついては町が全額負担すること 全員一致で決めました。経費に びます。)を出すということを 年の子どもたちは路線バスは無 とします 以下「スクールバス」と呼

こととします。 路線バス・電車を同時に利用で 小学校同樣、

うこととしました。 に負担とならないような方法を 教育委員会に検討してもら

配慮すべき事項について

場合の配慮が必要です。 また、子どもが急病やケガの際 に、保護者が学校に迎えに行く

交通機関利用の経費については、討します。スクールバスおよびきる定期券を配布することも検 町が全額負担する

方法については、安全で子どもスクールバスの具体的運行の

ついて、更なる配慮が必要です。突発的な事故発生の際の対応に通学距離が長い分、災害時や

学校外での自由研究や勉強の

集団で交流できるよう配慮する 交通費を補助するなど、遠距離ための子どもの往来については、 必要があります。 でも同級生として子どもたちが

そ 手段を確保する必要があります 統合を契機として、 遠距離にもかかわらず徒歩通学 スの利用を積極的に考え、通学 になっている地域があります。 の際は、 通学手段については、 小学生は2キロ、 スクー 現行で、 ルバ 中



すべ 7. 統合に際して配慮 き事項について

いずれの施設を利用するとして 複数校が1 校になる場合には、

ついても、 の場や組織をつくることも重要見が反映されるような意見交換 だと考えます。 保護者や子どもの意 た小学校のサマー利用する。また、 として利用する。

や林間学校などの施設として

- スクールなど、新しく統合し

9 共施設等の整備について 校舎等跡地利用、公

もたちが自由に遊べる広場にす的な施設にしたり、校庭は子ど

温泉小学校は、

中央幼児学園

題が残されており、

町はさらに

は大きな負担がかかるなどの問

検討する必要があります。

るなど、

幼児教育の充実のた

の施設とする。

が必要です。事が必要です。事が必要です。

。 事前の交流を通じついては特段の配慮

とが重要です。

また、

統合時の子どもたちの

新しく創るという発想で臨むこ

という考え方ではなく、

学校を

も、「どこどこの学校が残る」

ての準備、

教職員の人事上の配

ます。 ものではなく、参考として示しいずれも協議会として決定した 提案や希望が出されていますが、 を出すにとどまりました。 の整備については、アイディア つかの学校については具体的な 校舎等跡地利用や公共施設等 ۱ ر ۲

として利用する。

湯本中学校跡地を湯本小学校

仙石原中学校の体育館・武道

また、合宿所や学生会館としていという希望が出されています。場は地元から現状のまま使いた

参考事例

保護者も新しい学校づくりをし

な取り組みが必要です

さらに、

子どもだけではなく

子どもたちが対等な立場で新し

い学校づくりに参加できるよう

の雰囲気づくりなど、

すべての

新しい学校づくりに向けて

行うなどの配慮が必要です。 同士の交流や情報交換を十分に ができるように、事前に保護者 ていくという期待感を持つこと

8

づくりについて



き課題

10

更に検討すべ

箱根小学校は、 青少年センタ

その他のアイディア

4名

5名

3名

3名

1名

2名

5名

2名

25名

出ました。

利用してはどうかとい

う意見も

で完全給食を実施することを統一中学校については、自校方式 の統合小学校となる現宮城野小 さらに、魅力ある学校づくり 駐車場の確保を求めること 駐車場が少ないことか 魅力ある学校 学校の改築や 中央地域 制服等に

学校に、

小学校については、

としました。

を進めるために、

減少するのではないかと心配すはならない湯本地域では人口が星中学校とすると、登らなくて

統合中学校を現箱根明

いては、

住民の意見を聞いて検

討する必要があると考えます。

学校名や校歌、

合の条件とします。

してはどうかという案も出され地に若者向けの集合住宅を建設人口増を図るために、学校跡

ました。

について 湯本地域、 畑宿・須雲川地区

したが、箱根小学校の統合につ統合小学校を置くことを決めま学校、現宮城野小学校の3つには、現仙石原小学校、現湯本小

出されました。

本協議会として

11 町 ^ の要望

宿・須雲川地区の子どもたちにえる人口減少に対する不安や畑る声があります。湯本地域が抱

行うべきという強い意見が出さすようなまちづくりを積極的に応するかではなく、人口を増や れました。 協議会では、 少子化にどう対

ほしいという要望が出されまし た。 また、学童保育を充実させて

ました。通わせたいという要望が出されの児童については地域の学校にし1校となるとしても、低学年 さらに、 将来的に小学校がも

求める強い意見が協議会で終始 箱根小学校については存続を 協議会委員の構成

箱根小学校について

学識経験者 小学校PTA代表者 中学校PTA代表者 幼稚園父母の会代表者 幼児学園父母の会代表者 保育園父母の会代表者 地域代表者

一般公募者 合 計

課 担当は、 2 5 6 教育委員会学校教育 Ó

可長	助役

箱根町条例第 ² 万 **号 乙. 丙.** 丁 **目**

目次番号

						, time	
箱教 第	号	決裁18.	11.22	大	分中	類 小	保存種別
収受・・・		施行		_			tota 1 mm
起案 18・ 11・	20	完結。		L	0	4	第1種
教 育 長		教育次長	課長	施行・	取扱上の注	意 文書取扱	主任 公印使用承認
決							:
館長			合	議		担当者即	戦氏名
裁			-				
課等が	<u></u>			,			
課等外合議				,		_	
先方の文書 ・ ・ 第	付 号	議	\$ 案		 発信者名 □教 育 □委 員	. 長 [
件名 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部							
を	改正	E する条	例の制	定につ	いて		
このことに	次 してよいでしょうか。 このことについて 別紙 のとおり 提案 します。						
(起案説	明)						
箱根町立	乙小	・中学	交統廃合	計画(美	案)につ	いて、労	之校 保 護
者説明会に	こ引	続き住	民説明念	会を開催	崖し、学村	校統合に	こついて
住民の合意	意 が	得られ	たのを旨	当まえ、	現行条件	例の一部	『を改正
する必要な	ゞあ	るため	、12月議	会定例	会に提	案 しよう	うとする
ものである	5 0						

(執行案)
1 条例改正内容
(1) 別表第1小学校中、「箱根町立温泉小学校」・「箱
根町立箱根小学校」を削除し、「箱根町立宮城野小
学校」を「(仮称)箱根町立統合小学校」に改める。
(2) 別表第2中学校中、「箱根町立湯本中学校」・「箱
根町立仙石原中学校」を削除し、「箱根明星中学校」
を「(仮称)箱根町立統合中学校」に改める。
2 施行期日
平成 20 年 4 月 1 日
3 議案文案
別紙のとおり

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成18年12月 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町立小・中学校の統廃合について、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

箱根町立学校等の設置に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第1小学校及び別表第2中学校を次のように改める。

別表第1 小学校

名 称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名 称	位。 置
(仮称)箱根町立統合中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

新 (改正後)

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名 称	位置
(仮称)箱根町立統合中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園 (略)

旧(改正前)

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
箱根町立温泉小学校	足柄下郡箱根町宮ノ下 413 番地
箱根町立宮城野小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地
箱根町立箱根小学校	足柄下郡箱根町箱根 561 番地

別表第2 中学校

名 称	位置
箱根町立湯本中学校	足柄下郡箱根町湯本 855 番地
<u>箱根町立箱根明星中学校</u>	足柄下郡箱根町ニノ平 1154 番地
<u>箱根町立仙石原中学校</u>	足柄下郡箱根町仙石原 817 番地

別表第3 幼稚園 (略)

箱根町立学校等の設置に関する条例

○箱根町立学校等の設置に関する条例

昭和39年3月17日 条例第11号

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、<u>別表第1から別表第3</u>までのとおりとする。

附則

- この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 附 則(昭和54年1月31日条例第1号)
- この条例は、昭和54年4月1日から施行する。 附 則(昭和55年6月20日条例第11号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成3年3月20日条例第10号)
- この条例は、平成3年4月1日から施行する。 附 則(平成14年12月20日条例第32号)
- この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 小学校

名称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本399番地
箱根町立温泉小学校	足柄下郡箱根町宮ノ下413番地
箱根町立宮城野小学校	足柄下郡箱根町宮城野225番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原981番地
箱根町立箱根小学校	足柄下郡箱根町箱根561番地

別表第2 中学校

名称	位置
箱根町立湯本中学校	足柄下郡箱根町湯本855番地
箱根町立箱根明星中学校	足柄下郡箱根町二ノ平1154番地
箱根町立仙石原中学校	足柄下郡箱根町仙石原817番地

別表第3 幼稚園

名称	位置
箱根町立湯本幼稚園	足柄下郡箱根町湯本392番地
箱根町立温泉幼稚園	足柄下郡箱根町宮ノ下416番地
箱根町立仙石原幼稚園	足柄下郡箱根町仙石原981番地
箱根町立箱根幼稚園	足柄下郡箱根町箱根561番地

子どもの心のケア

対策はきめ

①学校運営および教育計画に関目は次のとおりです。

同委員会における主な検討項

統廃合準備委員会

慮します

各学校で進められている特色

ある教育を引き継げるよう配

統合により生ずる児童・

生徒

0

新しい校名について協議し、統合小学校および統合中学校

案作成をします

箱根町立小

中学校

基本的な配慮事項

の通学経費は全額町が負担し

細かく行います。

統合に伴う制服・体操着の変

⑥ PTA組織運営に関する ③ 通学方法に関する事項 ④ 校則に関する事項 多学校給食に関する事項

A組織運営に関する事

項

の負担は、できるだけ大きく更などによる在校生の保護者

童・生徒やPTAの各種交流

事業などを支援します。

円滑な移行ができるよう、

する事項

る事

決され (全員賛成)、 明会(10月23日~ に開催)の後、 各地域において開催した町立 3小丁中体制へ

5小3中から、3小1中体制と月から町立小・中学校は現在の なることが正式に決定されまし に関する条例」の一部改正が可 おいて「箱根町立学校等の設置 明会(10月23日~11月2日の間小・中学校統廃合計画(案)説 この学校統廃合により 昨年12月議会に 平成20年4

は統合中学校(箱根明星中学校原小学校の3小学校に、中学校城野小学校の位置)および仙石は湯本小学校、統合小学校(宮 の位置) の1校になります 小学校

統廃合計画の概要

計画の概要は次のとおりです

小規模学級などの

◇活力ある学校づくり 活動の推進を図ることです 消することにより、 多様な教育 問題点を解

●豊かな人間関係の育成

●集団学習活動の充実

●学習意欲の向上

学校統合の目的

◇学力の向上

●部活動の活性化

競争意識の 指導方法の多様化

統合後における箱根

箱根を知り、

充実を図ります

培います。 社会との連携を通し、 生きることを誇りに思う心を

> を通し、 図り、

一貫した指導を実施

基礎学力の向上を図ります。

基礎・基本の確実な習得に努め、

◇具体的な取り組み を育成する教科を設けます。

を加配します

年生の学級に対し、

教員など

クラス人数の多

小学校,

図るため、小学校高学年中学校間の無理のない接

◇学校運営の効率化

学校行事などの活性化指導体制の充実

箱根の未来を考えて、まちづく箱根で生きることに誇りを持ち、 りの発展に尽くそうとする態度 「地域学科 (箱根教育) 地域に対する興味・関心を高 箱根を愛し、 の設置

惑うことなく学校生活を送るこ統合に際し、児童・生徒が戸

とができるようにするとともに

よりよい生活習慣を身に

つけさ

学校間交流や情報交換、 箱根で 地域

●よりよい生活習慣の重点化を

幼保・小・中学校生活

統合校に児童・

生徒指導の教

とします。

員を加配します

9年間一貫した教育を通して、基礎・基本の確実な定着」

◇具体的な取り組み

続を図るため、

小学校では、

必要に応じ非常

実施します。

において、

一部教科担任制を

0

●基礎学力の向上を図るため、

少人数授業を実施します。 算数・数学・英語にお

13

ては

い生活習慣_

育成を図ります。 聞く・話す・書く 勤職員を配置します

教育の基本姿勢

せます

◇具体的な取り組み

・小・中学校の9年間の系統性・なもって、箱根町の歴史、文をもって、箱根町の歴史、文を設け、社会に生きるためのを設け、社会に生きるための

年に副担任を置くことを基本年に副担任を置くことを基本

温泉小学校、宮城野小学校お

統合小学校の

位置など

に統合し、新設小学校として位よび箱根小学校を宮城野小学校

図書室をお休みします

開放利用打合会学校施設夜間

併せて移動図書館の巡回も休止から26日川まで臨時休室します 蔵書点検作業のため2月12日用 社会教育センタ 一図書室は、

パソコンの 個人利! 用がで

照会先 社会教育センタ \mathcal{T}

2 6 9

場 所 \Box 時 対 社会教育センター 定 期 利 用 団 体 3月7日(水) 社会教育センター 温泉公民館定期利用団体 3月7日(水) 温泉公民 10時30分~ 3月6日(火) 宫城野公民館 宮城野公民館 定期利用団体 13時30分~ 3月9日(金) 仙石原文化センター 仙石原文化センター 定期利用団体 19時~ 元箱根公民館定期利用団体 3月6日(火) 元箱根公民館

平成19年度 公民館利用打合会

民館を有効にご活用ください。 積極的に利用していただけるよう、 担っている公民館を、 えている団体の方は、 公民館を利用している団体や4月以降利用したいと考 利用打合会を、 地域のふれあいの場、 .用打合会を、次のとおり開催します。月に1回以上平成19年度の町立公民館利用日程などの調整を行う 皆さんの生涯学習の場として、 代表者の出席をお願い 創造の場として大きな役割を 努めて 11 ・ます。 します。 公

なお、 ※当日は、 営利目的など内容により 利用できない場合が

照会先 社会教育セン 筆記用具をお持ちください

きません。 休室期間中は、 図書の閲覧

横のブックポス育センター玄関 ※返却は社会教 トをご利用くだ

です。また、自交与代:伊・増発を実施していく予定に期券の発行や路線バスの延定期券の発行や路線バスの延には、箱根登山バー・ディーに際しては、箱根登山バー・ディーに際しては、箱根登山バー・ディーに際しては、

いながら、諸準備を進めているました。現在、統廃合計画に沿員会検討部会」を併せて設置し

照会先

教育委員会学校教育課

6

照 場 会 先 所

レイクアリーナ箱根レイクアリーナ箱根

77

3 3 0

さ

根町立小・中学校統廃合準備委

を、また、同準備委員会に「箱小・中学校統廃合準備委員会」

載していますので、こ町ホームページにも掲

ちらも併せてご覧くだ

るには、

町内在住・在勤者10 利用団体として登録す

なお、

以上が必要です。

3月6日火

選定委員会」および「箱根町立

定です

完全給食を新たに実施する予

ところです

箱根町立小、 校名選定委員会

中学校

※通学に際しては、

中学校に統合し、 して位置付けます。

新設中学校と

および仙石原中学校を箱根明星

湯本中学校、箱根明星中学校

して、「箱根町立小・中学校校名推進していくための検討組織と

その他

学校統廃合に

きます。

URL:http://www.town.hakone.kanagawa.

現在利用している団体や、4ための打合会を開催します。間照明運動場の利用調整をする

体育館定期利用と4月分の夜平成19年度の町立小・中学校

関する検討状況などは

jp/hakone_j/index.html

は、必ず出席をお願いします。 月以降の利用を考えている団体 統合中学校の位置など

※通学に際しては、

箱根小学校

今後の進め方について」

ならないようにします。

⑦校歌、

旗などに関する事項の校歌、校章および校

※これら①~

項目ごとに検り①~⑦につい

ては、

の児童を対象にスクールバスに強羅地区およびニノ平地区区および温泉小学校区ならび

を運行します。

を協働しながら学校統廃合を教員、保護者および地域の方たタートへ向け、各小・中学校のタートへ向け、各小・中学校ののが、のでは、100年4月の統合体制ス

討部会を設け、

について検討して

てい部

読む力の

男4万様式の2 (第10余関係) 町長 副町長

甲. 乙. 丙. 丁 目次番号

クグ							$\overline{}$								
箱		第 		号	決裁	平			大	中		小		保存種	詞
収受 平 施行 平															
走	二案	平 1	9. 5.		完結	平							第	1	種
	孝	育	長	Ž	教育次:	長	課長	:	施行・	取扱上の	注意	文書取扱	主任	公印使	用承認
決						•									
		館	長			슨	ì		議			担当者	職	氏名	
4+ 2				担当	当課長	課長	:代理 副主	辛	学校統合	推進班					課
裁															班
	-											· ·			(I)
課等外合議	総務	是	Ž		庶務認										
先	方の	文書			あて	先	;			発信者	名]町長	Ž	
				付			議第	Z.	□教育長 □委員長						
		第_		号						□委員	会]		
1	牛名	á	箔根	町式	Z学校	等の)設置に	関	する条例	刊の一部	部を改	女正する.	条例		
		(の制力	定に	こつい	て									
٦٠	のこ	とし	こつい	て	次 別 約	E_	のとおり		划行士	てよいて	でしょ	うか。			
	(走	己案	説明)											
	町 <u>、</u>	上統	合小	٠.	中学校	交の	校名が、	Γ	箱根町	立小·	中学	校校名選	建定	委員会	会」で
選	定さ	され	たこ	と	から、	当	該条例の	D—	一部を改	正する	必要	があるた	こめ、	6)	月議会
定	例分	会に	提案	きし	ようと	こす	るもので	であ	る。						
										_					
(次到	<u></u>	<u> </u>												

1	改正の内容
(1) 別表第 1 小学校
	「(仮称)箱根町立統合小学校」を「箱根町立箱根の森小学校」に改
	正するもの。
(2) 別表第 2 中学校
	「(仮称)箱根町立統合中学校」を「箱根町立箱根中学校」に改正す
	るもの。
2	施行日
	平成20年4月1日
3	議案文案
	別紙のとおり
4	新旧対照表
	別紙のとおり

議案第 号

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成19年6月 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町立小・中学校の統廃合に係る統合小・中学校の校名が、箱根町立小・中学校校名選定委員会で選定されたことから、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

箱根町立学校等の設置に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校中

Γ

'				
	(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地		を
			٦	
Γ				
	箱根町立箱根の森小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地		に

改める。

別表第2 中学校を次のように改める。

別表第2 中学校

名 称	位置
箱根町立箱根中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

箱根町立学校等の設置に関する条例

新旧対照表

教育委員会学校教育課

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

新 (改正後)

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
箱根町立箱根の森小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名称	位置
<u>箱根町立箱根中学校</u>	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園 (略)

旧(改正前)

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名称	位置
(仮称)箱根町立統合中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園 (略)

おいて「箱根町立学た。これを受けて、対し、校名案候補を 委員会」 れた校名案を参考にしながら検 「箱根町立小・中学校校名選定 校名案候補を選定しまし では皆さんから寄せら 6月議会に

箱根の森小学校 根中学校 【統合中学校】籍

民成功19

切労者表彰を受賞

第23回 箱根風景画展作品募集

がとうござい

多数のご応募ありが

種類の校名案が寄せられました。 校名は304人の方から132

出品作品

- ●箱根の風景を画題とした洋画 (油彩、アクリル、水彩およびパステル)
- ●20号以上30号以内の平面作品、額縁5 cm以内 (ガラス不可、アクリル可)

出品点数 一人 2 点以内

(近作で未発表のものに限ります。)

出品手数料 1点目3,000円、2点目1,000円 作品搬入 仙石原文化センターへ9月14日金 15日出の10時から15時までに搬入してくださ

い。(直送不可) 審查員(敬称略)

- 勝俣 睦(箱根油彩会)
- 臼井春夫 (洋画家)
- 永井泰山 (彫刻の森美術館事務局次長)
- 入 賞 入選作品80点のうち、優秀な作品に次 の賞を贈ります。
- 最優秀賞 1点(20万円) ● 優秀賞 2点(各5万円)
- 奨励賞 5点(各2万円)

※最優秀賞作品は、町に寄贈していただきます

発表 応募者全

員に通知します。 ※入選作品は、彫 刻の森美術館で 展示します。(展 示期間は、10月 20日(土)~12月2 □(日))

照会先

観光課 **☎**85−7410

照会先

企画課

8 5

9 5 6



「史跡のある所」青柳寛司 (第22回最優秀賞作品)

光 検討会信息

ほと: 定されました。 定されました。 こる新しい学校の名前が正式に決める新しい学校の名前が正式に決めるが正式に決めるが正式に決める。

教育委員会学校教育課

8 5

7 6 0

るため、 域全体と各地域の将来の都市像して、合併を想定した場合の圏 真鶴町・湯河原町)で設立した、 た行政サ を描くほか、 田町・山北町・開成町・箱根町・ 南足柄市・中井町・ →回検討会委員会が開かれま「県西地域合併検討会」の第 会議では、 ため、2市8町(小田原市・県西地域の今後の姿を検討す 合併を想定した場合の製では、検討の基本方針 ービスの変化など、 住民生活に密着し 大井町・松

した。

川県知事から表彰されました。た功績により、6月7日に神奈たり地域福祉の向上に寄与され

6月7日に神奈

委員児童委員として、

永年にわ が、

武井節さん

(湯本)

民生

題を明らかにすること。併のメリットやデメリッ

ては、園児(幼稚園、保育園)、仙石原中を統合)の校名につい合中学校(湯本中、箱根明星中、

宮城野小、

箱根小を統合)と統

(しました統合小学校(温泉小、3月1日から30日にかけて募

日から30

児童、

生徒を含めた町内在住・

在勤の方から、小学校名は3

0

3人の方から1

47種類、

中学

に行政サービスの水準や負担はまた、市町村合併をした場合することなどが確認されました。 を選び、 共有して、合併に関する義論をの情報を住民の皆さんや議会と 関係の深い約200項目の事業 どのように変わるのか、 する合併協議会への参画を判断 までに、さらに具体的な協議を 各市町で十分に深めること。 画」「財政」 災」「福祉 そのうえで、平成22年3月末 「税」「住民・ 関連する分野別に 祉 健 康 保」「環境· 協厂学



5月14日 第1回委員会の様子

「管財·総務·人事」「電 生活に

> 道」「消防」の13分科会を設置し、 観光」「都市計画·建設」「上下 務・社会教育」 務担当者による検討を始め 「農林水産・商工

近く開設する予定です て積極的にお知らせしていきま また検討会のホ Δ ジ

ので、

ちら

況は、「広報はこね」などを通じ一緒に考えていくため、検討状 市町村合併を住民の皆さんと

青少年の非行問題に

さくら館温水プール

夏休み対策会議、 ーン」を実施するほか、青少会環境健全化推進街頭キャン 域懇談会など、 指導員・地域青少年育成会が中 取り組む全国強調月間 心となって行う、 7月は「青少年の非行問題に 、箱根湯本駅前で「社全国強調手具」 青少年の非行防議、中学校では地 トロー 青少年 です。 ルや

この機会に、地域や家庭で、会議や事業が展開されます。 煙などについて話し合ってみて青少年の事件・事故・飲酒や喫 かがでしょうか。

照会先

『社会を明るくする運動 月は

の立場において力を合わせ、犯について理解を深め、それぞれ防止と罪を犯した人たちの更生すべての国民が、犯罪や非行の 家庭環境や交友関係など多くの 罪や非行のない明るい こうとする全国的な運動です。 子どもが非行に走る背景には 「社会を明るくする運動」は 社会を築

場

街頭広報活動 物 所 町内全域

町内全域

照 場 会 先 所

健康福祉課

8 5

箱根湯本駅前

日

月9日

<u>小</u> (月)

雨決行)

Bコース 7月25日(水) 28日(土) 29日(日) 8月1日(水)

8 月 下 ます

-旬には、

低

対象とした水泳教室も開催す

る予定です。

さくら館

8 5

ですが、

人数によってはお断 いただく場合も

A・B両コースの参加も可能

りさせて

あり

夏休みこども水泳教室 日程表

7月24日(火)

7月25日(水)

8月1日(水)

7月24日(火)

26日(木) 27日(金)

.....

の受講料は返金しません。支払いください。お支払い済を開催日初日までにお

済お

26日(木) 27日(金)

28日(土) 29日(日) 31日(火)

31日(火)

込みください。(土日は除きま15分の間に、さくら館へお申し13日途までの8時30分から17時

申込方法

7月3日火から7月

途必要です。

(定期券可)

入場料

受講料

1, 5 0

(8日間)

12:30~14:00

13:00~14:00

ださい

実しましたので、

ぜひご参加く

に開催します

ます。内容もさらに充今年も夏休み期間中

を、

評の

「夏休みこども

対象者

小学1年:

生

~3年生

各コース30人(先着順)

さくら館

14:30~16:00

15:00~16:00

夏休みごども水泳数室に参加しよう

取り組む全国強調月間

題を一 発しないような社会環境をつく 非行防止には、 ることです つ一つ解決し、 まずこう

6

はもちろん、家庭や職場、学校きるためには、本人の強い意志ちが更生して円滑に社会復帰で する地域の人々の理解と協力はせません。更生を図る活動に対 など周りの人たちの支援が欠か また、 非行に陥った子どもた

解と参加を 域住民の理 地 が、地 行の防止と 求める」 防止にもつながるのです。 る認識を深めるとともに、 犯罪や非行の原因や背景に対す ح

開していき な運動を展 し、効果的

非行を誘

公共施設無料チケット ご利用上の注意

ます。

地域巡回広報活動広報車による

- ※利用可能期間は、チケットでご確認ください。
- ※1枚につき1施設がご利用になれます(コピー不可)。 ※開場時間・定休日は、夏休み期間中(7月21日~8月31日) の情報です。
- ※天守閣と歴史見聞館の共通券、天守閣と小田原城ミューゼの 共通券としてのご利用はできません。 ※県立生命の星・地球博物館と中川一政美術館は、小・中学生
- はチケットがなくても無料で入れます。 ※山北町健康福祉センターさくらの湯・運動浴室は、チケット 持参で利用料が半額になります。

公共施設無料チケット ご利用上の注意

※利用可能期間は、チケットでご確認ください。 ※1枚につき1施設がご利用になれます(コピー不可)。

※開場時間・定休日は、夏休み期間中(7月21日~8月31日) の情報です。

※天守閣と歴史見聞館の共通券、天守閣と小田原城ミューゼの 共通券としてのご利用はできません。 ※県立生命の星・地球博物館と中川一政美術館は、小・中学生はチケットがなくても無料で入れます。

※山北町健康福祉センターさくらの湯・運動浴室は、チケット 持参で利用料が半額になります。

箱根町立小 • 中学校校名選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校校名選定委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校のうち、統合小学校及び統合中学校の校名に関する一切の事項について協議し、その原案作成を目的に、委員会を設置する。 (組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には助役を、副委員長には教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議の招集等)
- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (結果の尊重)
- 第5条 委員会において決定された事項について、町はこれを尊重しなければならない。 (設置期間)
- 第6条 委員会は、施行日から、その目的が達成したときまでとする。 (事務局)
- 第7条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	助役
副委員長	教育長
構成員 (町)	教育次長 学校教育課長
構成員(その他)	各小・中学校長 PTA 関係者 6 名 (湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学
	校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校) 町自治会連絡協議会から推薦
	された者 5 名 教育委員

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会(以下「委員会」という。)の設置、 運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校の統廃合を推進するために必要な諸事項及び基本的問題等について、 検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会の所掌事務は、おおむね次に掲げる事項とする。
 - (1) 学校運営及び教育計画に関する事項
 - (2) 設備及び備品に関する事項
 - (3) 通学方法に関する事項
 - (4) 校則に関する事項
 - (5) 学校給食に関する事項
 - (6) PTA組織運営に関する事項
 - (7) 校歌、校章及び校旗等に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、統廃合の推進に関し必要な事項

(組織)

- 第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には教育長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (検討部会)
- 第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を 置くことができる。

(会議の招集等)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 (設置期間)
- 第7条 委員会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。 (事務局)
- 第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会 議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表(第4条関係)

委員長	教育長		
副委員長	教育次長		
構成員(町) 学校教育課長			
構成員 (部会)	学校運営・教育計画検討部会代表 設備・備品調整検討部会代表 通学		
	方法検討部会代表 校則検討部会代表 学校給食検討部会代表 PTA		
	組織運営検討部会代表を校歌・校章・校旗等検討部会代表		
構成員 (その他)	教育委員		

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会設置要領

- 1 この要領は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱第5条に規定する検討部会(以下 「部会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務の細部について 検討及び調整するため、部会を設置する。
- 3 部会の種類並びに検討及び調整事項は、次のとおりとする。
 - (1)学校運営·教育計画検討部会

交流計画案、校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、年間授業、年間計画、学校行事計画、 部活、小学校における校則、その他教務に関する事項

(2)設備·備品調整検討部会

設備、備品の調査・調達、統合校と廃校校の調整、搬出入計画等に関する事項

(3)通学方法検討部会

通学路、スクールバス運行方法、緊急下校体制等に関する事項

(4)校則検討部会

校則、名札、体操服等に関する事項

(5)学校給食検討部会

給食方法、設備改修・整備、給食備品の調査・調達等に関する事項

(6) P T A組織運営検討部会

PTA 規約、会費集金方法、統合年度役員候補選出、予算・事業計画作成等に関する事項

(7)校歌·校章·校旗等検討部会

校歌、校章、校旗の企画立案、制服等に関する事項

- 4 部会の構成員は別表に掲げる者をもって組織する。
- 5 部会は、委員会の委員長が招集する。
- 6 部会の代表は、原則として教育次長及び町校長会が指名する担当校長とする。
- 7 担当校長等について人事異動があった場合は、原則として後任者が引き継ぐこととする。
- 8 部会の構成員のうち、学校関係者は町校長会又は関係校が、PTA 関係者は町 PTA 連絡協議会 又は関係校が、自治会関係者は町自治会連絡協議会が、それぞれ指名又は選出若しくは推薦する 者とする。
- 9 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。
- 10 部会の書記は、事務局が担当することとする。
- 11 部会は、会議終了後速やかに別紙様式により報告書を作成し、会議に付した資料も添付し、代表が保管するとともに、その1部を委員長へ提出しなければならない。
- 12 部会の報告書は、ホームページ等において公表するものとする。ただし、報告書の一部に個人 情報等を含む場合には、十分留意して取り扱うものとする。
- 13 部会は、必要に応じて町校長会と連絡及び調整を行うものとする。
- 14 部会において必要と認めるときは、委員長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明 を聴くことができる。
- 15 部会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。
- 16 部会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- 17 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附則

この要領は、平成18年12月12日から施行する。

別表

	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 宮城野小学校長
学校運営・教育計画検討部会	推出具	各小・中学校教頭 各小・中学校総括教諭 学校教育
	構成員	課学校統廃合担当
	代 表	教育次長 仙石原中学校長 温泉小学校長
設備・備品調整検討部会	構成員	各小·中学校事務職 箱根明星中学校教頭 箱根小学
	(神)八貝	校教頭 学校教育課学校統廃合担当
	代 表	教育次長 箱根小学校長
 通学方法検討部会		PTA 関係者 6 名(湯本中学校、箱根明星中学校、仙
通子// 1公侯时即云 	構成員	石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校)
		宮城野小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
	代 表	教育次長 仙石原中学校長
 校則検討部会		各中学校生徒指導担当教諭(湯本中学校大輪教諭、箱
DATE THE A	構成員	根明星中学校永山教諭、仙石原中学校高山教諭) 学
		校教育課学校統廃合担当
	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 仙石原小学校長
学校給食検討部会	構成員	各小学校栄養士 各中学校 PTA 関係者 3名 学校教
	,,,,,,	育課学校統廃合担当
	代 表	教育次長 町 PTA 連絡協議会から推薦された構成員
D D A 40 44 VZ 24 IA 3 IA 6 A		のうち1名
PTA組織運営検討部会	T# TP 🗀	町PTA連絡協議会から推薦された者8名 仙石原中
	構成員	学校教頭 仙石原小学校教頭 学校教育課学校統廃 合担当
	代表	行担
	10 衣	教育 (大) 一
		TIA
		町自治会連絡協議会から推薦された者5名 各小学
 校歌・校章・校旗等検討部会		校代表(湯本小学校教頭、温泉小学校教頭、宮城野小
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	構成員	学校総括教諭、仙石原小学校総括教諭、箱根小学校
		「
		星中学校美術科伊藤教諭 湯本中学校制服担当小川
		教頭 学校教育課学校統廃合担当
		30-52 1 10-30 1 10/1 1 10/1/1/1/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(別紙様式)

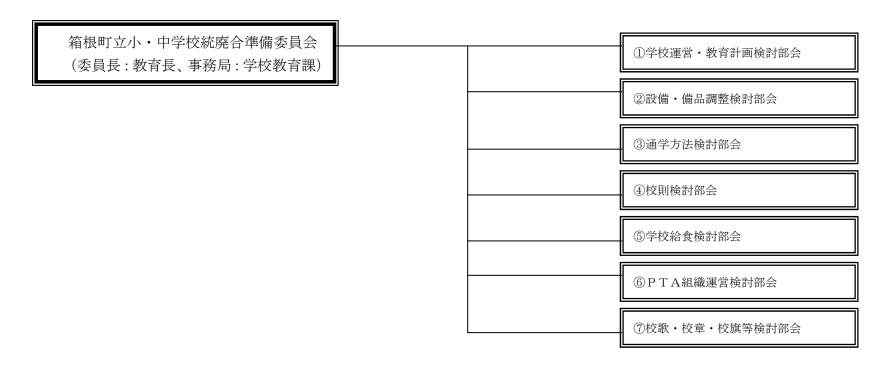
箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

年 月 日

部会種類	○○○検討部会 (第○回)
開催日時	○年○月○日(○) ○時○分~○時○分
開催場所	000
出席者	代 表:○○、○○
四师名	構成員:○○、○○
議題及び検討・調整 結果等の概要	
会議資料	

統廃合にかかる検討組織体系図

箱根町立小・中学校校名選定委員会 (委員長:助役、事務局:学校教育課)



校名選定委員会	統廃合準備委員会							
277		①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌•校章•校旗等
■5/15(火) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校校名 の選定 ※議会6月定例会にて 改正条例可決(校名選 定委員会の設置期間は 終了)	■1/21(月) ■協議した主な項目 ○校章の選考 ○各検討部会の進捗状 況等の報告 ○各種整備工事の進捗 状況の報告	[中学校] ■3/13(木) ■協議した主な項目 ○学級編成等	■2/7(木) ■協議した主な項目 ○備品移設行程等	■3/10(月) ○スクールバス運行ルート試走を実施(乗車対象:平成20年度就学児 童・保護者、3小学校[温小、宮小(二/平・強 羅)、箱小]1~5年生児童・保護者)	■1/10(木) ■協議した主な項目 ○在校生説明会及び新 入生説明会へ向けた校 則(シューズ等)の確認	■2/8(金) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校給食 物資納入登録業者説明 会 (納入にかかる注意事 項、納入ローテーション の確認等)	[中学校] ■10/23(火) ■協議した主な項目 ○PTA表彰・慶弔規程 (案)の見直し等	■2/25(月) ■協議した主な項目 ○箱根の森小学校校歌
■4/18(水) ■協議した主な項目 ○校名公募の集計結果 ○校名の選定、集計結 果の周知等	■10/10(水) ■協議した主な項目 ○校歌作者の選定、校章の選考、制服の選定 ○各部会の進捗状況について(各部会代表及び事務局からの報告等) ○各種整備工事の進捗状況について ○箱根町学校統合推進事業補助金等	○新校における学級編	■11/19(月) ■協議した主な項目 ○備品リスト・登録票 ○図書の移設、不用品 の処分 ○保存文書の移管方法 等	■1/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルー ト検証(第2回)等	■9/18(火) ■協議した主な項目 ○体操着・シューズ最終 確認、販売方法 ○部活動細則等	■12/4(火) ■協議した主な項目 ○給食費 ○食物アレルギー調査 ○統合小・中学校における給食物資納入業者公募等	[小学校] ■9/27(木) ■協議した主な項目 ○規約の施行日、内規 ○PTA文庫・ベルマー ク、今後の日程等	■1/16(水) ■協議した主な項目 ○校歌作詞・作曲の選 定結果 ○校章デザインの選定 結果 ○襟章・校旗の作成等
■2/15(木) ■協議した主な項目 ○公募の具体的な実施 方法(募集要項、応募用 紙等)		[中学校] ■1/15(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等	■10/9(火) ■協議した主な項目 ○備品リストの最終確認、不用品の処分、備品 の管理方法 ○保存文書の移管方法 等		■4/27(金) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等に かかる業者によるプレゼ ンテーション実施後、業 者選定	(栄養士との打合) ■10/26(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、統合中学校給食室工事 内容にかかる確認等	[中学校] ■7/3(火) ■協議した主な項目 ○中学校の地区の設定 等	[制服] ■11/28(水) ■協議した主な項目 ○制服販売価格 ○制服販売に関する協 定等
■1/29(月) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校 校名選定委員会設置要 網等 ○校名原案作成の方法 ○公募の実施方法(概 要)	■4/23(月) ■協議した主な項目 ○各検計部会の進捗状 況及び課題・調整事項 について(各部会代表からの報告等)	[中学校] ■12/11(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等	■9/5(水) ■協議した主な項目 ○管理用備品リストの確認 ○教科用備品リストの作成等	■10/4(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に関 する説明等、自然災害 時(積雪等)の登下校 ○統合中学校への交通 機関を利用した通学(ダ イヤ)等	■3/12(月) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズにか かる仕様書の最終調整 等	(栄養士との打合) ■10/19(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、 統合小・中学校における 統合小・中学校における 給食物資納入業者公募 方法等	■6/21(木) ■協議した主な項目 ○小・中学校別のこれま での経過説明 ○今後の日程について (PTA規約案の承認、新 役員等の指名・推薦等)	[校章・校旗] ■11/26(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン
	■12/19(火) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校 統廃合準備委員会設置 要綱等 ○学校統廃合の推進に かかる検討の進め方等	[中学校] ■11/29(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校の教育計 画等	■7/19(木) ■協議した主な項目 ○統合校へ移管する管理用、教科用備品リスト の作成 ○今後のスケジュール等	■8/21(火) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に係る交通事業者への相談 結果の報告 ○統合中学校への交通 機関を利用した通学等	■2/8(木) ■協議した主な項目 ○「生活のきまり」のすり 合わせ ○体操服・シューズ等	■9/28(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査 ○給食費 ○給食納入業者選定等 基準、給食指導計画等	[小学校] ■5/24(木) ■協議した主な項目 ○規約原案の検討、今 後の日程確認等	[校章・校旗] ■10/22(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン ○校章案採用者等への 賞品、校章の周知 ○校旗等

4 8

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③诵学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌•校章•校旗等
		□ 9/4(火) ■ 9/4(火) ■ 協議した主な項目 ○ 学校経営計画、年間 教育計画、日課表、新学 級編制等	■5/10(木) ■協議した主な項目 ○管理用備品及び教科 備品の現地調査(確認)	■7/17 (火) ■協議した主な項目 ○ルート検証(6/20)時 の主な意見(これまでの 経過も踏まえた整理)及 び町側の考え方(方針) 等	■1/15(月) ■1/15(月) ■協議した主な項目 ○生活のきまり(シューズ、靴下、シャツ、頭髪等)等		[中学校] ■5/17(木) ■協議した主な項目 ○規約等	○
		[中学校] ■8/10(金) ■協議した主な項目 ○生徒会規約等	■2/26(月) ■協議した主な項目 ○移設備品リストの チェック結果確認 ○備品確認のスケジュー ル等	■6/20(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルー ト検証(実際にバス乗車) ○(ルート検証後)意見 交換		(栄養士との打合) ■6/21(木) ■協議した主な項目 ○部会代表と栄養士との 相談(7/20)時における 内容確認等	[中学校] ■4/25(水) ■協議した主な項目 ○規約、常任各委員会 の主な活動及びメンバー 等	■10/2(火) ■協議した主な項目 ○校歌作成候補者(経 過説明) -○校章の選考(応募状 況、一次選考結果、選ま 方法、認定証等) ○制服(検討経過、確認 事項、販売業者への説 明会)等
		[小学校] ■7/6(金) ■協議した主な項目 ○入学式、始業式 ○各地域行事との関わ り、PTA会費等	■2/5(月) ■協議した主な項目 ○備品確認作業の方向性(現場調査等) ○学籍、文書関係等	■5/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルー ト及び乗車ルールの保 護者意見の確認 ○スクールバス運行ルー ト検証 ○添乗員等		(事務局による視察) ■6/15(金) ※参考とするため、小田 原市内の中学校におけ る給食施設、給食搬入、 配膳等の状況(流れ)の 視察実施	[中学校] ■3/22(木) ■協議した主な項目 ○常任委員会の設置数 及び名称、役員等の選 出方法等	[校章・校旗] ■9/20(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定(第一次 選定) ○表彰内容等
		■6/11(月) ■協議した主な項目 [小学校] ○新入学児説明会 ○地域行事との関わり等 [中学校] ○教務関係 ○学校行事 ○部活動等	■1/9(火) ■協議した主な項目 ○備品移設 ○備品移理(備品台帳、 管理方法) ○図書 ○文書管理等	■3/2(金) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルートのパターン ○スクールバスの乗車 ルール ○横断歩道等		(栄養士との打合) ■4/24(火) ■協議した主な項目 ○箱機明星中学校給食 調理室設置工事実施設 計に係るハード面(設 備、厨房備品)の調整等		[制服] ■9/10(月) ■協議した主な項目 ○最終サンプルの確認 決定 ○採寸方法、期間等
		[中学校] ■3/20(火) ■協議した主な項目 ○平成18年度中の協議 内容のとりまとめ等		■2/8(木) ■協議した主な項目 ○通学に関する検討課 題(項目)の確認 ○スクールバス運行ルートの検討		■3/29(木) ■協議した主な項目 ○給義費の集金方法等 ○給食に対する期待 ○今後の進め方等 ※栄養士が中心となり、 基本的な方向性を決めることを確認(事務局と随時打合を実施、以降の部会は打合進捗を勘案し開催)	○規約の見直し等	[制服] ■8/6(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の細部検討 ○販売業者との確認事 項等

4 9

校名選定委員会	統廃合準備委員会							
J. 1.1	777	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌•校章•校旗等
		[小学校] ■3/16(金) ■協議した主な項目 ○各課題(年間授業時数、日課表等)ごとの案 についての報告等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行方法 等 ○通学路の安全確保 等 ○部活動(朝練・放課 後)と通学時のダイヤとの 関わり等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校における 給食(全般) ○給食時間、配膳等	[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○会費、規約 ○統合年度(H20)の予 算及び準備金等	[校章・校旗] ■7/19(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定方法 ○校章の選定基準等
		[中学校] ■3/13(火) ■協議した主な項目 ○年間主要行事計画の 検討等					[小学校] ■2/7(水) ■協議した主な項目 ○会費、準備金等 ○規約	[校歌] ■7/17(火) ■協議した主な項目 ○統廃合準備委員会で の検討結果を踏まえた 校歌作成(依頼先等)
		[小学校] ■2/23(金) ■協議した主な項目 ○学校間交流、児童指 導、年間行事計画等					■1/25(木) ■協議した主な項目 ○今後の検討の方向 性、検討課題(規約、会 費等)の洗い出し等	[制服] ■7/9(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の素材、色、柄等細部の検討 ○制服販売業者の選定 等
		[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○時程表、校務分掌、学 級編成、学校間交流、生 徒会等						[制服] ■6/19(火) ■協議した主な項目 ○制服検討委員会のメンバー ○制服作成スケジュール、制服販売店の選定
		[小学校] ■1/31(水) ■協議した主な項目 ○校務分掌、学校間交 流、年間行事予定表等						受 [校章・校旗] ■6/11(月) ■協議した主な項目 ○校章の公募にかかる 募集要項の最終確認等
		[小学校] ■1/23(火) ■協議した主な項目 ○日課表、みんなの約 束、学校間交流、学校行事等						■5/22(火) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等及 び女子制服の業者プレゼ ンテーション結果報告 ○校章公募 ○校歌作成の検討

5 0

校名選定委員会	統廃合準備委員会							
		①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌·校章·校旗等
		■1/15(月) [小学校] ■協議した主な項目 ○学校間交流の見直し、日課表、児童指導、平成 20年度学校下事のねらいと内容等 [中学校] ■協議した主な項目 ○日課表、部活動、学校 説明会、家庭訪問、防災			3			[制服] ■5/9(水) ■協議した主な項目 ○業者プレセンテーション実施後、業者選定
		避難訓練等 ■1/5(金) ■協議した主な項目 ○今後の検討の方向性 [小学校] ○交流計画案、時程表、学校行事等						[校歌] ■4/12(木) ■協議した主な項目 ○作成方法、作詞作曲 の依頼先等
		(中学校] (中学校) (中安) (中学校) (中安) (中安) (中安) (中安) (中安) (中安) (中安) (中安						[制服] ■3/15(木) ■協議した主な項目 ○制服販売システムの確
								認、制服メーカーの選定等 [校章・校旗] ■3/12(月) ■協議した主な項目 ○公募の具体的な実施 方法等
								■2/20(火) ■協議した主な項目 ○統合中学校の制服に 関するアンケート集計結 果 ○校歌作成依頼者の選 定等 ○校章の公募方法等
								■1/18(木) ■協議した主な項目 ○校歌作成にかかる考え方等 ○校章作成にかかる考え方等 ○制服の考え方等

5 1

4 / 4 ページ 2008/3/13現在

第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額	
	平成19年度	(予算計上額	4,	333)	千円
	平成20年度		12,	769	
	平成21年度		12,	769	
電子計算機器等借上料(平成19年度設置分)	平成22年度		12,	7 6 9	
	平成23年度		12,	7 6 9	
	平成24年度			4 3 6	
	計		59,	5 1 2	
	平成19年度	(予算計上額		0)	千円
	平成20年度			109	
	平成21年度			109	
人事給与システム使用料	平成22年度		1,	1 0 9	
	平成23年度			109	
	平成24年度			1 0 9	
	計		5,	5 4 5	
	平成19年度	(予算計上額		0)	千円
	平成20年度			4 1 6	
法人町民税システム使用料	平成21年度			4 1 6	
	平成22年度			4 1 6	
	平成23年度			4 1 6	
	平成24年度			4 1 6	
	計	/ tata t - t t		080	
	平成19年度	(予算計上額		093)	千円
	平成20年度			7 9 1	
庁 用 自 動 車 借 上 料	平成21年度			7 9 1	
(平成19年度借上分)	平成22年度			7 9 1	
	平成23年度			7 9 1	
	平成24年度			7 0 0	
	計	(マベシ) [佐	11,	8 6 4	7 Ⅲ
	平成19年度 平成20年度	(予算計上額	9.1	0)	千円
	平成20年度		31,		
	平成22年度		31,		
スクールバス借上料	平成23年度		31,		
	平成24年度			8 6 0	
	平成25年度			8 6 0	
	平成26年度			8 6 0	
	平成27年度			860	
	計 平成19年度	(予算計上額		880	千円
	平成19年度平成20年度	() 异司 上 領		$\frac{214)}{277}$	1 17
印 刷 機 借 上 料	平成21年度			$\frac{277}{277}$	
(平成19年度設置分)	平成22年度			$\frac{2}{2}$ $\frac{7}{7}$	
	平成23年度			277	
	計		1,	108	

箱根町立箱根の森小学校スクールバス運行業務委託仕様書 (案)

1 委託内容

箱根町立箱根の森小学校の登下校時及び学校行事(校外学習等の利用及び休業期間中の利用を含む。)等における貸切スクールバスによる児童等の送迎

- 2 委託台数
 - 3台(うち1台は車椅子対応車両とする。)・・・※1参照
- 3 委託期間

平成20年4月1日から平成28年3月31日までの8年(96ヶ月)

4 運行に供するバスの仕様等

中型のツーステップバスとし、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成14年10月1日神奈川県条例第55号)で規定する粒子状物質の排出基準並びに新長期排気ガス規制に適合する車両(DPF装着車を除く。)で新車であることのほか、次に示す必要な設備等を装備するものとする。

- (1)冷暖房設備の設置
- (2) ハイバック座席シート及び各座席にシートベルトの設置
- (3) 窓にUVカットガラスの設置
- (4)後方確認用のカメラの設置
- (5) 児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置
- (6) ラジオ (AM/FM) 及びマイク設備の設置
- (7) 車両内の金属パイプ部分にゴム製保護カバーの設置
- (8) 床の滑り止め加工
- (9) 簡易な行き先案内表示(前面・側面)の設置
- (10) 車両のベースカラーはアメリカンスクールバスをイメージする黄色系の色とする。
- (11) 車両に「箱根の森小学校」のスクールバスであることがわかりやすいような表示灯を設置
- (12) 車両に学校名、校章、及び委託者名(箱根町)をラッピングで表示
- (13) 連絡用無線機の設置
- (14) シートベルト式補助席の設置
- (15) その他
 - ①前扉連動補助ステップ取付
 - ②天井換気扇2個取付(前後各1個)
 - ③運転席仕切り=乗合バス同様 H ポール式アクリル板付
 - ④スクールバスマーク4枚貼付
- **1 車椅子対応車両については、上記 (1) \sim (15) の他、以下の (ア) \sim (エ) の設備についても装備するものとする。
- (ア) 車体中央部左側に車椅子用昇降リフト(外板一体式)の設置
- (イ) 床に車椅子を安全に固定するための固定装置 1 ヶ所の設置
- (ウ)総座席数を最大限確保するため、車椅子固定装置付近の座席は着脱式シートとし、車椅子使用時以外は通常座席として使用できるようにする。
- (エ) 車椅子利用児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置

5 運行内容

- (1)箱根町立箱根の森小学校児童の登下校及び同校児童保護者の来校に係る送迎並びに校外学習 利用
- (2) 箱根町立箱根の森小学校以外の町立小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児の同校 への来校に係る送迎
- (3) 原則として授業日[概ね210日: 町内及び小田原市内における学校間交流等校外学習利用 (15日程度)を含む。]の児童の送迎
- (4) 土・日・祝日他休業日に実施する年間30日程度の町内及び小田原市内における学校行事[夏季休業期間中等の利用(箱根の森小学校サマースクール等)を含む。]の際の児童の送迎
- (5) 平成20年4月からの本運転のほか、契約日から本運転前までの間に実施する児童を乗車させた3日程度の試運転(ただし、運行日程については事前に協議して調整するものとする。)
- (6) 箱根の森小学校児童の登下校時の送迎にかかる基本運行ルート・運行時刻は別紙のとおりと する。

6 委託契約に含む主な費用

- (1) バスの購入及び改造費用 (購入に要する費用は、購入後8年間で償却)
- (2) 燃料代
- (3) 車検、定期点検及び日常点検等に要する一切の事務手続及び費用
- (4) 修理代(委託期間中におけるタイヤその他消耗品、パーツ代を含む)及び改修が必要となる 場合の改修費
- (5) 任意保険料及び車両保険料
- (6) 運転員の雇用に伴う一切の事務手続及び費用
- (7) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用

7 契約の相手方として必要となる主な要件等

- (1) 児童等の送迎に必要な装備(装備する設備類は既存の路線バスと同等とするもののほか、上記4の各号に掲げる仕様とする。)を備えた仕様のバスを運行できること。
- (2) 国土交通省の認可のほか、バスの運行を行う上で必要となる法規上の諸手続きを行えること。
- (3) 故障・事故等で運行が不可能となった場合、迅速かつ適切に同等のバス又は路線バスによる代替輸送が行えること。
- (4) 障害のある児童等が利用する場合があることにも配慮して、常に最善の注意を払い、安全を 第一に考えた運行ができること。
- (5)登下校時以外に、校外学習等での利用ができること。
- (6) 原則として児童の自宅付近の乗降は既存の路線バスの最寄バス停を利用すること。
- (7)特別な事情がある場合には、必要に応じて町が指定する場所で乗降することができること。
- (8) 天候等の影響による突発的な日程変更に対応できること。
- (9) 原則として全員座席に座らせて運行すること。
- (10) 原則として下校時は各ルートとも、最低2回運行すること。
- (11) 原則として箱根の森小学校での乗降は学校敷地内で行うこと。
- (12) 登校時は、8:20 頃までに到着するよう運行する。
- (13) 下校時の運行時間は、次のような事由により変更することがあるので、これに合わせた運行に対応できること。[原則として、予定表(月間または週間)を事前に提出することにより対応する。]
 - ①季節による変更 (夏時間、冬時間等)

- ②特別日課 (短縮など) による終業時間の変更
- ③学校行事(始業式、終業式等)による変更
- ④土曜、日曜及び祝祭日の運行(運動会、授業参観日など)
- (14) 登校児童送迎後における待機場所は宮城野車庫とすること。
- (15) 原則として、毎年度4月及び5月は、登校時においてはバス保管場所から一旦宮城野車庫へ回送した後、各ルート起点へ出発することとし、下校時においては各ルート終点で児童を降車させ、一旦宮城野車庫へ帰着した後、バス保管場所へ回送すること。

8 その他

運行ルート等は年度により変更等が生じる場合があるので、必要の都度町と協議して内容を決定し、又は変更するものとする。

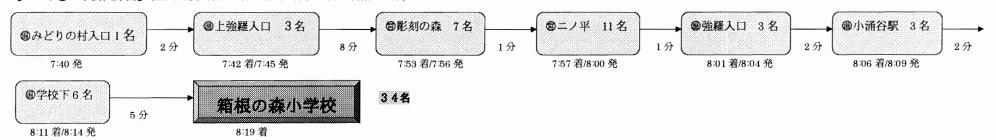
また、本仕様書の内容に疑義が生じ、又は定めのない事項が生じた場合についても同様とする。

《ルート検証後のスクールバス運行ルート (案)》*ルート検証実施日 2007/06/20

*留意事項

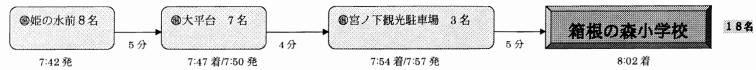
- ・始業は8:30、学校到着は8:20頃(始業の約10分前)を想定している。
- ・各ルートとも下校時は最低2回(低・高学年それぞれ1回)運行する。(原則、下校時は登校時の逆コース)

【ルート① 早雲山方面】(区間所要時間 21 分+停車時間 18 分=合計 39 分)

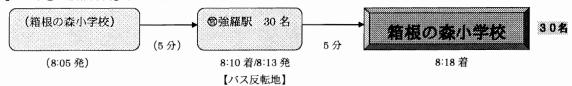


※「みどりの村入口」の後、早雲山駅付近「上強羅入口」から強羅の中を通過。停車場線を一部通行し、施設めぐりバスのルートである公園上通りに入り、「箱根美術館」、「強羅公園入口」を通過し、強羅駅付近まで下る。(またはケーブル代行ルートとして、白百合学園前を通行し、公園下ガードをくぐり、強羅駅付近まで下る。)その後「彫刻の森」から「強羅入口」へ回り、宮ノ下を経由し、箱根の森小学校へ向かう。

【ルート② 温泉方面】(区間所要時間 14 分+停車時間 6 分=合計 20 分)



【ルート③ 強羅方面】(区間所要時間5分)



- ※ルート②「温泉方面」の送迎後のバスが引き続き運行する。
- ※箱根の森小学校~強羅駅間は県道(強羅~強羅坂下間)を通行する。

【ルート② 箱根方面】(区間所要時間 28 分+停車時間 12 分=合計 40 分)



【ドライブインノア前】

箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合することとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体、個人経営者等、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイディアを聞かせていただきたいと思います。

皆さんのご提案をお待ちしています。

□ 提案募集の内容 □

「箱根町学校跡地の有効活用について」

□ 対象施設 □ (学校名をクリックすると、各学校のホームページをご覧になれます)

下記学校跡地の有効な活用方法について、意見・アイディアを募集します。

学校名	温泉小学校	箱根小学校	湯本中学校	仙石原中学校
所在地	宮ノ下413番地	箱根561番地	湯本855番地	仙石原817番地
校地面積	14, 012m ²	15, 537 m ²	21, 205㎡	31, 544m ²
校舎面積	2, 859㎡(RC3階建)	2, 806㎡(RC2階建)	3, 812㎡(RC3階建)	3, 850㎡(RC2階建)

□ 応募方法 □

提案内容と住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送、ファックス、<u>メール</u>で応募ください。 ※所定の様式はありません。下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

2000	延来しより。
学 校 名	提 案 內 容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館
	を併設した複合施設とする。
	※企業等で提案の場合は、施設の利用条件などをご記入ください。
湯本中学校	・ 高齢者福祉施設 ・ 町民活動支援センター
	・

平成19年 月 日

提案者 箱根町湯本256番地

箱根 太郎 連絡先 0460-85-7111

□ 募集期限 □

12月27日(木)

□ 結果の公開 □

応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、 情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

□町の案について□

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

学 校 名	町
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、 現在の建物は売却対象とする)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
	箱根出張所、郷土の資料館等学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、グラウンドは地域 住民が利用できる施設、民間企業等を対象にして利用方法を公募
	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザ

仙石原中学校

ルの実施、民間企業等を対象にして利用方法を公募

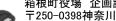
(利用例)バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店等商店のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校等宿泊施設

□ 学校跡地利用に係る意見交換会の開催 □

貴重な町の財産である施設を地域で有効に活用していただける方法を皆さんと一緒に考えていきたいと思います。多くの方のご参加をお待ちしています。

期日	開催場所	時間
12月3日(月)	役場分庁舎	
4日(火)	温泉小学校	
11日(火)	総合保健福祉センター「さくら館」	各会場とも19時~20時30分
12日(水)	元箱根公民館	
13日(木)	仙石原文化センター	





箱根町役場 企画課企画調整班 〒250-0398神奈川県足柄下郡箱根町湯本256 電話 0460-85-9560 FAX 0460-85-7577 Copyright(C) 2001-2006 Town of Hakone All right reserved. web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp



箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

【提案の募集】

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合されることとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体および個人経営者など、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイディアを聞かせていただきたいと思います。皆さんのご提案をお待ちしています。

(1) 提案募集の内容 「箱根町学校跡地の有効活用について」

学 校 名	所 在 地	施設	の	概 要
温泉小学校	宮ノ下413番地	校地面積(14,012 ㎡) 村	交舎	RC3階建(2,859㎡)
箱根小学校	箱根561番地	校地面積(15,537 ㎡) 村	交舎	RC2階建(2,806㎡)
湯本中学校	湯本855番地	校地面積(21,205 ㎡) 村	交舎	RC3階建(3,812㎡)
仙石原中学校	仙石原817番地	校地面積(31,544 ㎡) 🔻	交舎	RC2階建(3,850㎡)

(2) 応募方法 提案内容と住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送、ファックス、メールで応募ください。

所定の様式はありませんが、下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

学 校 名	提 案 内 容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館を併設した複合施設とする。
	※企業などで提案の場合は、施設の利用条件などをご
	記入ください。
湯本中学校	• 高齡者福祉施設
	・ 町民活動支援センター

平成19年 月 日 提案者 箱根町湯本256番地 箱根 太郎 連絡先 O46O(85)7111

- (3)募集期間 11月15日(木) ~ 12月27日(木)
- (4) 結果の公開 応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

【町の案について】

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

学校名	町案
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、現在の建物は売却対象とする。)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
箱根小学校	箱根出張所、郷土の資料館など学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
湯本中学校	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、 グラウンドは地域住民が利用できる施設、民間企業などを対象にして利用方法を公募
仙石原中学校	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザルの実施、民間企業などを対象にして利用方法を公募 (利用例)バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店など商店のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校など宿泊施設

応募・照会先 企画課企画調整班

〒250 - 0398 箱根町湯本 256 番地 電話(85) 9560 FAX(85) 7577

E - mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

(目的及び設置)

第1条 町政運営の核となる公共施設のあり方について調査研究するため、箱根町公共施設配置研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(研究事項)

- 第2条 研究会は、次の事項について調査研究する。
 - (1) 公共施設の配置計画に関すること。
 - (2) 公有地の有効利用に関すること。
 - (3) 土地の公有化に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(研究会の構成員)

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(研究会の運営)

第4条 研究会に会長を置き、副町長があたる。

- 2 研究会は、会長が招集する。
- 3 研究会は、必要に応じて他の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、企画課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長がその都度研究会にはかって定める。

附則

- 1 この要綱は、平成元年10月16日から施行する。
- 2 箱根町公共施設適正配置調査研究会要綱(昭和57年7月1日施行)は、廃止する。
- 3 土地問題研究会設置要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成2年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

副町長 政策秘書室長 企画観光部長 総務部長 福祉部長 環境整備部長 教育次長 企画観光部企画課長 総務部財務課長 環境整備部都市整備課長

協議会 正副会長について

12月3日の全員協議会で次の協議会が設置され、正副会長が次のとおり決まりました。

1. (仮称)箱根町住民自治基本条例検討協議会

会 長 (沖津弘幸 議員)

副会長 (村野由紀子議員)

2. 学校跡地等利用検討協議会

会 長 (折橋尚道 議員)

副会長 (勝俣公好 議員)

(平成19年12月3日) 議会事務局

箱根教育

箱根教育とは・・・

生涯学習

連携

学校教育

教科•領域

1 地域教育

地域素材を教材とした授業の展開

2 箱根ミニマム

- ①すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能 の習得
- ②重点項目「漢字の読み・書き、読書・読み聞かせ、音読、 計算」

3 情報教育

- (1)小学校における情報教育年間カリキュラムの作成
- ②小学校6年:新聞コンクール

4 国際理解教育

小・中学校に派遣されるALTと積極的にコミュニケーションを図る授業の展開

5 心の教育

- ①学校版「おもてなしの心」宣言
 - 温かな心・・・「ようこそ」

親切な心・・・「どうぞ」

労わる心・・・「どうしましたか」

を行動目標として実践。

奉仕の心・・・「お手伝いします」

感謝の心・・・「ありがとう」

- ②校内外キャンプ(小学校)
- ③演劇等鑑賞会(小学校)
- ④箱根子どもアート展(小・中学校)

6 体力向上

- ①小学校体育大会
- ②部活動活性化
- ③体力測定追跡調査

教員研修

1 職場体験

もてなしの心の醸成

2 箱根教育専門研修

- ①生命の星・地球博物館との連携研修
- ②箱根の歴史・文化体験研修

特色ある学校づくり

- 1 スクールマネジメント研究 リーダーシップと組織マネジメント
- 2 箱根ミニマム推進計画

PDCAサイクルによる有効な手立ての構築

学校評価

HAKONE大学

〈目的〉

箱根が有する豊かな自然、歴史·文 化、観光事業など、箱根を中心とした 専門的学習の場を提供する。

(中心会場:社会教育センター)

<講座概要>

- •歴史系課程
- ·地学系課程

郷土学習

- •郷土資料館各種事業
- •箱根大学歴史講座

レイクアリーナ

・体力づくり各種事業

公民館

自治学習出張講座

<講座概要>

- •教養
- •健康
- •安全
- •自然保護
- •福祉 •防災

- ·郷土資料館
 ·元箱根石仏·石塔群
- 森林浴ウォーク

などのイベント等でのボランティ

ボランティア活動

地域との連携

公民館、美術館、博物館、ホテルなど地域の産業と連携した 支援体制の充実

箱根教育の概要

箱根教育とは、

地域教育、箱根ミニマム、情報教育、国際理解教育、心の教育の総称

○ 箱根教育を実施し、「確かな学力を保障する学校」 「子どもたちが元気に楽しく通える学校」をつくります。

1 地域教育

- □ 箱根の自然・歴史・伝統文化、産業等を学習素材として活用する教育

 ↓

 箱根のことを知り、箱根のことを語れる 子どもの育成
- ◆ 地域素材を教材化した授業実践 【資料】『平成19年度 箱根教育 地域素材を教材化した授業実践資料集』 <u>各学校1部配付</u>
- ◆ 各学年における必須指導事項に基づく授業 ・学芸員、専門家等と連携した授業の展開 【資料】「箱根教育 地域教育 必須指導事項一覧」p. 16 「地域教育に係る必須指導事項(展開案)」p. 17 ~ p. 35

2 箱根ミニマム

- □ すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能
- ◆ 漢字の読み・書き、読書、音読、計算の具体的な目標に到達する教育活動 【資料】「箱根ミニマム」p. 36 「箱根町で実施する調査」p. 37

3 情報教育

□ コンピュータを活用した体系的な情報教育↓

情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の育成

- ◆ 年間カリキュラム(情報モラル教育含む)に基づいた実践
 - · 小学校 1 年 ··········· 5 時間 2 年 ········· 6 時間 3 ~ 6 年 ······· 1 0 時間

【資料】『平成20年度 情報教育年間計画』 各学校1部配付

- ◆ 新聞展の実施(平成21年2~3月)
 - ・小学校6年生段階における情報収集、活用能力の向上 【資料】『平成20年度 情報教育年間計画』 <u>各学校1部配付</u>

4 国際理解教育

□ 外国語(英語)を体感的に学ぶ授業↓

外国人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成

- ◆ 年間カリキュラムに基づいた実践
 - ・小学校低学年 ………… 15時間 (うち3時間) は、ようこそ箱根へ つきがいる では、ようこのでは、ようこのでは、ようにのできます。
 【資料】『平成20年度 小学校英語活動年間計画』 各学校1部配付

5 心の教育

- □ 学校版「おもてなしの心」を行動目標として実践する教育

 ↓

 「おもてなしの心」が実践できる子どもの育成
- ◆ 「おもてなしの心」の日常化
 - ・「ようこそ」という温かな心
 - ・「どうぞ」という親切な心
 - ・「どうしましたか」という労る心
 - ・「お手伝いします」という奉仕の心
 - ・「ありがとう」という感謝の心

6 その他

- □ 分かる授業、楽しい授業の基盤づくりがされた授業
- ◆ 基本的な指導技術を身に付けた教師 【資料】「授業評価の視点」p. 39
- ◆ 基本的な学習姿勢を身に付けた子ども 【資料】「学習への姿勢 ミニマム」 p. 40

地域教育 必須指導事項一覧

学 年	教科	指導月	単 元 名	指導時間	配当時数	指 導 内 容	連携先等
1~2	生活	1月	箱根子どもかるたをたのし	2		○町制50周年記念「箱根子どもかるた」を友達と共に楽しむ、約	○町制 50 周年記念かるた
年			1 5 5			束やルールを守って遊ぶ楽しさ	
3~4	社会	5月	安全なくらしとまちづくり				
年	, ,	, ,	火事をふせぐ	6	6	○箱根町における火災から人々の安全を守るための工夫や努力	○消防署
		6月	健康なくらしとまちづくり			J. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
			水はどこから	1 0	10	○箱根町の人々にとって必要な飲料水を確保するための対策や事業	○浄水場
		9月	ごみはどこへ	9	9	○箱根町のゴミの処理にかかわる対策や事業	○環境センター
		11月	昔のくらしとまちづくり	_		() () () () () () () () () ()	
		/ •	昔のくらし	7	7	○古くから残るくらしにかかわる道具、それらを使っていたころの	○郷土資料館
						様子	学芸員
		12月	まちを開く	8	8	○地域の発展に尽くした先人の働きや苦心	1200
5年	行事	4・10月	水産業の盛んな地域	6		○芦ノ湖のニジマスの採卵受精と放流 ※必:箱根の森小学校	○芦之湖漁業協同組合
	(社会)	<u>(</u> 5 <u>月)</u>	(育てる漁業にはげむ人々)	(2)		○ (ワカサギの栽培漁業) ※参考教材	
6年	社会、		箱根の歴史と我が国の歴史	5		○箱根の歴史 ※日本の歴史と関連付けながら	○学芸員による講話
	総合	_ 12 月				○短歌と俳句	
	音楽		箱根八里	1	1	○歌唱指導	
	社会	1月	人々の願いとまちづくり	1	4	○税金の役割	○税務署員による講話
1~6	英語	通年	ようこそ箱根へ	3	低 15	○ようこそ箱根へ	OALT
年	活動			5	中高 25		
中学	美術	7月	美術館の楽しみ方	3	3	○芸術家による美術作品のよさや美しさ、鑑賞の仕方	○学芸員(彫刻の森、成川、ポ
1年			(+夏季休業中課題学習)	+課題2			ーラ各美術館)
	社会	9月	身近な地域を調べよう	2	7	○特色ある地形と土地利用の様子(集落の広がりや交通路)、新旧	○5万分の1,3000(2500)分の
			~地形図を使って~			の地図の比較による町の変化	1の地図、箱根町都市整備課
	理科	1月	大地の変化 (火山)	3	7	○箱根火山とマグマの性質、箱根火山の成り立ち	○地球博物館学芸員との連携
						造岩鉱物の特徴(箱根火山噴火による火山灰等椀がけしたもの)	による実験、観察等
3年	行事	5月	森林浴ウォーク	8		○森林浴ウォークボランティア	○箱根町生涯学習課
	社会	12月	租税・地方財政	1	4	○箱根町の財政状況	○講師は、町当局者(町長また
							は副町長)。講話
	家庭	2月	いろいろな人と楽しむ会食	3		○正式なテーブルマナー ※1、2年次学習内容の発展的内容	○ホテルの専門家による指導
1~3	総合	通年	キャリア学習	1年28	各学年	○職場訪問、福祉体験(1年)	○町内事業所等
年			(生き方学習の一部)	2年26	70	○職場体験(2年)	
				3年35		○プロジェクト学習 (3年)	

※箱根の森小、箱根中学校:閉校になった学校の校歌